

# 平塚市社会福祉協議会のあゆみ

---

～法人化30周年記念誌～

 30th Anniversary

# 平塚市社会福祉協議会のあゆみ

---

～法人化30周年記念誌～



## 平塚市社協法人化30周年を迎えて

平塚市社会福祉協議会 会長

三 次 克 則

平塚市社会福祉協議会は社会福祉事業法公布後の全国的な社会福祉協議会結成の動きに合わせ、昭和28年に任意団体として発足し、生活困窮者の慰問や法外援護活動などの支援事業、心配ごと相談室、世帯更生資金貸付事業等を行っていたと聞いております。

その後、社会福祉の対象が従来の低所得者層、身体障害者等のみでなく、地域社会そのものも活動の範囲に含まれるものとなり、組織の確立や機能の強化を図るため、昭和50年には、関係者のご努力によって社会福祉法人の設立認可を受けました。

以来30年、幅広く市民の福祉ニーズに応えるため、共同募金活動、ボランティアセンターの運営、社会福祉基金事業、地域福祉権利擁護事業、基幹型在宅介護支援センター事業（地域包括支援センター事業）、子育て支援事業、介護保険事業者としての取組みなど、様々な事業を展開し、本会の運営や事業活動が発展を遂げることがで

きましたのも、多くの市民の皆様をはじめ、各施設、団体や関係機関、諸先輩方の暖かいご支援、ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

平成12年に、いままでの社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、社会福祉協議会は「地域福祉推進を図ることを目的とする団体」と明記され、社会福祉協議会の果たすべき役割は、ますます大きなものになっていると痛感しています。

今後とも地域住民に期待される社会福祉協議会として、その使命を認識し、地域福祉推進のために努力してまいり所存でありますので、各位のより一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

この度、今日までの足跡を記録にとどめ、本会法人化30周年記念誌としてまとめましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。



## 法人化30周年記念誌の発刊を祝って

平塚市長

大 藏 律 子

平塚市社会福祉協議会が法人化30周年を迎えられ、ここにその歴史と輝かしい業績の数々を収録した記念誌が発刊されますことを心からお喜び申し上げます。

貴会は、平塚市の社会福祉事業における住民活動の強化を図るための組織として昭和28年に設立され、昭和50年3月には社会福祉法人となり、今日まで本市の社会福祉の発展とともに歩んでこられました。

その間、さまざまな事業や新しい取り組みを進めてこられた歴代会長をはじめとする関係者の皆様の熱意に対し、深く敬意を表します。

今、少子・高齢化の進展、家族・地域社会の変化に伴って、福祉に対する市民のニーズは多様なものとなってきております。こうしたことを背景に、社会福祉の制度も、限られた人の保護・救済にとどまらず、だれもが自分らしく安心した生活が送れるような社会づくりが期待されています。

平成12年6月に施行された社会福祉法

では、「地域福祉の推進」が法の目的に掲げられ、市民一人一人の自立した生活を、地域で総合的に支援していくことが明文化されました。また、地域福祉の推進の中核として、社会福祉協議会が位置付けられたことは、これまで取り組んでこられた永年の活動が改めて評価されたものと認識しております。

法人化30周年を契機に、これまでの活動実績の上に立ち、さらに力強い一歩を踏み出されますよう御期待申し上げますとともに、貴会のますますの御発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



# 目 次

平塚市社協法人化30周年を迎えて 平塚市社会福祉協議会会長 三次 克則

法人化30周年記念誌の発刊を祝って 平塚市長 大藏 律子

## 第1章 平塚市社会福祉協議会の創設とその変遷 …………… 1

- 第1節 平塚市社会福祉協議会の創設
- 第2節 平塚市社会福祉協議会の法人化
- 第3節 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の組織・機構の整備
- 第4節 平塚市社会福祉協議会体制の確立

## 第2章 平塚市社会福祉協議会の展開と充実 …………… 25

- 第1節 平塚市社会福祉基金
- 第2節 高齢者福祉活動の広がり
- 第3節 児童福祉活動の広がり
- 第4節 心身障害者(児)福祉活動の広がり
- 第5節 母子・父子福祉活動の広がり
- 第6節 援護・貸付資金事業
- 第7節 共同募金活動の推移
- 第8節 ボランティア活動の広がり
- 第9節 社会福祉協議会と民生委員児童委員活動
- 第10節 ボランティア事業からふれあいのまちづくり事業へ
- 第11節 在宅福祉活動の広がり
- 第12節 その他の福祉活動

## 第3章 地区社会福祉協議会の進展 …………… 49

- 第1節 地区社会福祉協議会の設立
- 第2節 地区社会福祉協議会の現状と課題

## 第4章 社会福祉基礎構造改革と地域福祉の推進 …………… 55

- 第1節 社会福祉基礎構造改革
- 第2節 個人の自立を基本とし、個人の選択を尊重した制度の確立
- 第3節 平塚市社会福祉協議会に期待される役割
- 第4節 平塚市地域福祉計画と地域福祉活動計画の取組み

## 第5章 施設管理事業 …………… 63

受託事業から指定管理者制度へ

- 第1節 平塚市福社会館
- 第2節 平塚市東部福社会館 白寿荘
- 第3節 平塚市南部福社会館 (なぎさふれあいセンター)
- 第4節 平塚市七国荘
- 第5節 平塚市在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム

年 表 …………… 73

資 料 …………… 89

定 款 等 …………… 99





# 第 1 章

## 平塚市社会福祉協議会の創設とその変遷

第 1 節	平塚市社会福祉協議会の創設	3
	1 社会福祉協議会創設の動き	
	2 神奈川県社会福祉協議会の創設	
	3 平塚市社会福祉協議会の発足	
	4 任意団体時代の活動	
	(1) 支援事業	
	(2) 心配ごと相談室	
	(3) 世帯更生資金貸付	
第 2 節	平塚市社会福祉協議会の法人化	6
	1 平塚市社会福祉協議会法人設立の動き	
	(1) 神奈川県社会福祉協議会の支援	
	(2) 県内市区町村社会福祉協議会の法人化	
	(3) 平塚市社会福祉協議会の法人化の動き	
	2 平塚市社会福祉協議会法人の認可	
	(1) 法人化の要件	
	(2) 法人化申請の所在地及び資産	
	(3) 設立認可申請	
第 3 節	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の組織・機構の整備	10
	1 平塚市社会福祉協議会役員の選出	
	2 事務局職員の配置	
	3 事務局の組織	
	4 平塚市社会福祉協議会の組織	
	5 理事・評議員・監事の会員別選任の変遷	
	6 財政収支(一般会計・特別会計)	
第 4 節	平塚市社会福祉協議会体制の確立	20
	1 平塚市社会福祉協議会における会員制度の充実	
	(1) 正会員	
	(2) 賛助会員制度	
	(3) 企業賛助会費	
	2 平塚市社会福祉協議会の発展計画・地域福祉推進計画の策定と委員会等	
	(1) 総合研究委員会	
	(2) 平塚市地域福祉推進計画	
	(3) 総合企画委員会	
	(4) 第2次平塚市地域福祉推進計画	
	(5) 改定第2次平塚市地域福祉推進計画	
	3 市町村社会福祉協議会の法制化	





# 第1節 平塚市社会福祉協議会の創設

## 1 社会福祉協議会創設の動き

昭和20年(1945)の敗戦の混乱のなかで、連合国総司令部から社会福祉について強力な指導があり、新憲法の第25条において国民の「健康で文化的な最低限度」の生活を権利として、国はこの責任を負うことになった。

児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法が

つぎつぎに公布され、昭和26年(1951)には社会福祉事業法の公布とともに社会福祉協議会が都道府県単位に拡大していった。同時に民生委員制度、民間社会福祉事業の組織化が行われ地域福祉の基盤ができた。

## 2 神奈川県社会福祉協議会の創設

社会福祉事業法は、共同募金と並んで社会福祉協議会についても規定を設けた。

- 社会福祉協議会は、都道府県の区域を単位として社会福祉の調査、総合的企画、連絡調整、助成、普及宣伝を行うことを目的とする団体で、その区域内の社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならないこと。
- 関係行政機関の職員は、社会福祉協議会の役員になることができるが、役員総数の5分の1を超えてはならないこと。
- 正当な理由がない限り自発的参加者の加入を拒んではならないこと。

等が「社会福祉事業法」で示され、「社会福祉協議会組織の基本要領」に基づき、まず、都道府県に社会福祉協議会の結成が進められた。

社会福祉協議会の性格は、一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連ある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である。また、住民主体の原則に基づき市区町村を基本単位として組織されるに至った。

ちなみに、神奈川県社会福祉協議会は、昭和26年(1951)4月3日に発会式を行った。

## 3 平塚市社会福祉協議会の発足

都道府県社会福祉協議会結成の動きに合わせ、県レベルでも各市区郡町村での結成の動きが進められた。

神奈川県社会福祉協議会地域部会では、昭和26年(1951)度より当面の重点目標として毎年助成金を交付し、市区郡町村社会福祉協議会結成に取り組んだ。しかし、根拠法令である社会福祉事業法に市区郡町村レベルの社会福祉協議会

の位置づけがなく、結成にこぎつけるまでの困難は大きかった。

昭和26年(1951)8月までに、横浜市をはじめ、横須賀市・川崎市・藤沢市・茅ヶ崎市の5市と中・足柄上・三浦・津久井・高座・愛甲の6郡において社会福祉協議会が発足し、その後、足柄下郡・鎌倉市、昭和28年(1953)4月の平塚市を含めた各市の発足で県内の社会福祉協議会が完成した。

神奈川県の場合、小地域社会福祉協議会の範囲は、民生委員協議会(民協)単位に結成することを申しあわせ、市区郡レベルを「地域」と称し、町村と市区域の民協の範囲を「地区」と称することに決め「地区社協設置要綱」を制定して組織づくりが進められた。

昭和27年(1952)度当初、平塚市社会福祉協会の結成から、昭和28年(1953)4月に任意団体として、平塚市社会福祉協議会が発足したが、当時の状況を知る資料は非常に乏しい。

『平塚市郷土誌事典』には次のように紹介されている。

昭和26年(1951)神奈川県社会福祉協議会設置要綱に基づき市郡を単位とする地域社協の開発となり、昭和28年4月平塚市社会福祉協議会設立。会の業務を円滑にするため平塚新宿、須賀、馬入、海岸の5区域に小地区社協を設置。後に29年、31年の町村合併により旧町村毎に地区社協を設置した。当時市社協会長に市長を当て、会員は民生委員と市内福祉施設及び社会事業団体の代表者によるもので、事務所は市厚生課。後に福祉事務所に置き、担当課長を事務局長に更生係が事務を担当した。事業内容についても法外援護活動はもとより、「社会を明るくする運動」を目標に世帯更正資金及び緊急生活費の貸付、生活困窮世帯、母子家庭、老人家庭及び一人暮らしまたは寝たきり老人等に対する援護、並びに生活指導の実施、期間行事として共同募金、歳末たすけあい、赤十字募金の実施、子供の日、敬老の日等の週間行事に積極的企画参加、子供会、老人クラブの指導育成に当たり、保育所、精神薄弱児者施設、老人ホーム等の施設の見学、慰問あるいはボランティアとしての訪問活動が行われている。

『平塚市郷土誌事典』(昭和51年4月市史編さん室発行)より、本文をそのまま掲載

また、昭和45年(1970)度の福祉展概況報告によると、福祉事務所は次のような機構になって

いた。なお、平塚市社会福祉協議会は、社会課社会係に所属していた。

福祉事務所の機構(昭和45年度福祉展概況報告より)



## 4 任意団体時代の活動

昭和28年(1953)4月1日に任意の社会福祉協議会が設立され、昭和50年(1975)に法人化されるまでの22年間は、共同募金の配分金と平塚市及び神奈川県社会福祉協議会からの助成金等を財源として次の各種事業を行っていた。

### (1) 支援事業

#### 1) 生活困窮者の慰問

市内の生活困窮者、施設収容者に対し、夏期及び年末に慰問金品を贈り、また、年末たすけあい運動によって、市民から寄せられた善意で年末年始にあわせ、慰問金品、お年玉を贈り慰問した。

#### 2) 法外援護活動

##### ○ 旅費困窮者救護

旅行中、本市までたどりついたが、旅費欠乏のため目的地まで行くことのできない者に対し、旅費の一部を支給した。

##### ○ 生活困窮家庭児童への援護

生活困窮家庭の児童に対し、学童服購入費用の一部並びに修学旅行用カバンを支給した。

##### ○ 一時貸付

生活困窮世帯のうち、生活費等の欠乏により緊急援助の必要がある者に貸付を行った。

#### 3) 社会福祉事業施設従事者に慰問金支給

市内の民間社会福祉事業施設従事者に、日頃の苦勞に対して慰問金を贈った。

#### 4) 支援育成事業

##### ○ 老人クラブの育成

老人福祉施策の一環として老人クラブの結成の呼びかけをし、市内に単位クラブの結成を進めた。また、老人の近代的知識の向上を図るため、老人大学を開設した。

##### ○ 社会福祉協力センターの設置

社会福祉事業のための活動を希望するボランティアと、その活動の受け入れ側との間

にあって相互の連絡調整を行い活動の推進を図るため、社会福祉協力センターを設置した。

##### ○ 地区社会福祉協議会の設置

昭和39年(1964)9月から福祉に欠ける状態を解消するために地域住民の組織化について、各地区に協議会の設置を進めた。

### (2) 心配ごと相談室

心配ごと相談室は、日常生活におけるあらゆる心配ごとの相談に応じ、その内容により関係機関に協力依頼するなど適切な助言指導を行い、問題の解決を図る目的で設置された。

相談員は、室長(民生委員児童委員総務会長)、副室長(民生委員児童委員副総務会長)、婦人民生委員児童委員が相談にあたり、毎月第1・3月曜日、午前9時から午後3時まで市役所市民相談室で行われていた。

### (3) 世帯更生資金貸付

この制度は、昭和27年(1952)の全国民生委員児童委員大会において1民生委員が1世帯を更生させるという申し合わせを決定し、低利の貸付制度創設の運動を展開し、昭和30年(1955)に世帯更生資金貸付制度として発足した。昭和41年(1966)度の実績は、63件4,888,000円という記録がある。





## 第2節 平塚市社会福祉協議会の法人化

### 1 平塚市社会福祉協議会法人設立の動き

#### (1) 神奈川県社会福祉協議会の支援

神奈川県社会福祉協議会では、国庫専門員補助が始まる昭和41年(1966)に先立ち、市区郡町村社会福祉協議会強化、すなわち地域社会福祉協議会法人化を目標として、昭和35年(1960)から県単の専任職員設置費が県費で補助されている。また、昭和46年(1971)度から2年間「地区社協活動のあり方」について、昭和48年(1973)度「コミュニティ・ケアと社協活動」について総合研究委員会で討議され、今後の地域福祉推進や地域社会福祉協議会支援のあり方などが模索された。

#### (2) 県内市区町村社会福祉協議会の法人化

昭和40年(1965)代の小地域活動は、それま

での住民主体で取組む保健衛生関連の活動や敬老行事、児童を対象とした行事中心であったのに比べ、寝たきり老人の生活実態調査や独居老人の会食会等一人ひとりの生活問題を解決するために、どのように地区で活動できるかという課題が浮かび上がってきた。

一方、市区郡町村社会福祉協議会は、住民参加の福祉を進める地域福祉の中核としての機能を果たすには組織・活動面でまだ未整備の点が多かったが、小地域のモデル地区活動の充実や市町村の地域福祉施策の充実と、県社会福祉協議会の職員派遣制度が連動し、法人化及び社会福祉協議会の体制整備が進展した。同時に郡社会福祉協議会が順次廃止された。

#### 市町村社会福祉協議会法人化年月日

地 域 名	設 立 年 月 日	地 域 名	設 立 年 月 日
横 浜 市	昭和28年 2月 5日	愛 川 町	昭和56年 4月 1日
川 崎 市	37年 12月 20日	城 山 町	57年 4月 1日
横 須 賀 市	39年 12月 22日	津 久 井 町	58年 4月 1日
相 模 原 市	44年 1月 29日	大 磯 町	59年 4月 1日
秦 野 市	49年 4月 1日	二 宮 町	59年 4月 1日
平 塚 市	50年 3月 31日	藤 野 町	59年 4月 1日
伊 勢 原 市	50年 4月 22日	寒 川 町	59年 7月 1日
鎌 倉 市	50年 12月 3日	葉 山 町	60年 4月 1日
三 浦 市	51年 3月 22日	中 井 町	60年 12月 1日
小 田 原 市	51年 4月 1日	山 北 町	61年 2月 1日
厚 木 市	52年 4月 1日	大 井 町	61年 4月 1日
大 和 市	52年 4月 20日	松 田 町	61年 4月 1日
豆 子 市	54年 1月 10日	開 成 町	61年 4月 1日
茅ヶ崎市	54年 2月 1日	箱 根 町	61年 4月 1日
藤 沢 市	54年 4月 1日	真 鶴 町	61年 4月 1日
海老名市	54年 4月 1日	湯河原町	61年 4月 1日
座 間 市	55年 4月 1日	相模湖町	61年 4月 1日
綾 瀬 市	57年 4月 1日	清 川 村	平成 5年 4月 1日
南 足 柄 市	58年 4月 1日		

### (3)平塚市社会福祉協議会の法人化の動き

平塚市において、昭和45年(1970)から54年(1979)までの10ヵ年の「平塚市総合開発計

画」第2部基本計画、第2編生活環境計画、第3章社会福祉、第1節の内容は、次のとおりであった。

## 12 社会福祉協議会

### (1)現 況

平塚市社会福祉協議会は、昭和28年度設立以来、低所得者の対策として、一時的困窮の救済、自立更生のための生活指導、心配ごと相談室の開設等をとおして、積極的に福祉活動を推進してきたが、急激な社会、経済の変ぼうはこの仕事を容易でないものになっている。加えて、社会福祉の対象が従来の低所得者層、身体障害者等のみでなく、地域社会そのものも対象として、活動の範囲に含まれるものとなり、社会福祉協議会活動が一層拡大の方向をとり、現状の職員組織では、到底要求に応じられない状態である。

### (2)問 題 点

#### ア 平塚市社会福祉協議会の法人化

昭和54年の人口235,000人进行を考えると、その背景となる本市の形態は、近代化が一層促進されるとしても人口の増加とともに社会福祉協議会事業の必要性も増加されるものと考えられる。

さらに現時点において、社会福祉協議会一般会計及び特別会計の取り扱い金額は1,600万円、他に、日赤社資、共同募金等の1,000万円近い金額を併せると2,600万円となり、任意団体としては、その規模内容ともに例外というべきであり、速やかに法人化し、その責任を明らかにして、適正な活動を実施すべきであるとする。

なお、法人化に伴う事務局職員の整備が必要になってくる。

### (3)基 本 計 画

法人化を急ぎ、事業内容、機構の整備を行う。事務所は取りあえず福祉事務所の一部に設け、総合福祉センター竣工と同時に移転する。

必要な事務的経費については仕事の性格上できる限りの公費負担を講ずる。

## 13 省略

## 14 総合福祉センターの設置

本市における福祉行政の拠点とし、また、市民に対する福祉意識高揚の場とするため老人、身体障害者、精神薄弱者等の相談、指導、訓練、レクリエーション等の場及び各福祉団体の事務の統合を兼ねた施設を設けることにより本市の福祉活動の増進をはかるため、総合福祉センターの設置を図る。

また、総合福祉センターに、福祉施策の向上とセンター利用者の便を考慮し専用バスを購入する。

事 業 名…総合福祉センター建設事業

事 業 内 容…用地買収2,987㎡ 建物2,698㎡ センター専用バス1台

施 行 主 体…平塚市

概算事業費…245,733千円 専用バス 2,000千円

昭和45年(1970)には、法人化と併せ福祉会館の建設が計画され、昭和48年(1973)度に入

り、昭和50年(1975)度法人化を目標に準備が始まった。

## 2 平塚市社会福祉協議会法人の認可

### (1)法人化の要件

社会福祉事業法第29条(申請)

- ① 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生省令で定める手続きに従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。
  - 1 目的
  - 2 名称
  - 3 社会福祉事業の種類
  - 4 事務所の所在地
  - 5 役員に関する事項
  - 6 会議に関する事項
  - 7 資産に関する事項
  - 8 会計に関する事項
  - 9 評議員を置く場合には、これに関する事項
  - 9-2 公益事業を行う場合には、その種類
  - 10 収益事業を行う場合には、その種類
  - 11 解散に関する事項
  - 12 定款の変更に関する事項
  - 13 公告の方法
- ② 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- ③ 第1項第11号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。
- ④ 前条第2項の社会福祉法人に係る第1項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

以上の条件を満たすため、昭和49年(1974)11月29日(金)午前9時30分より、まず理事会が、同日午後1時より評議員会が開催された。

それまでの、平塚市社会福祉協議会会則(昭和35年2月1日制定、昭和41年2月9日改正)の理事51名、監事2名、評議員127名の定数が、定款準則にならい昭和49年(1974)7月1日施行で改正され、新役員体制による理事会、評議員会が開催され、次の議案が議決された。

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の設立について                  |
| 第2号議案 | 平塚市社会福祉協議会の解散及び財産の寄附申込みについて              |
| 第3号議案 | 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の設立者及び設立当初の役員選出について      |
| 第4号議案 | 申請書にかかる簡易な字句の訂正を求められた場合は設立代表者に一任することについて |

(2)法人化申請の所在地及び資産

事務所の所在地 平塚市浅間町9番1号  
 (平塚市庁舎1階保護課の一部を使用許可される。)

設立当初の資産 基本財産 300,000円  
 運用財産 1,000,000円  
 什器備品 611,600円  
 資産合計 1,911,600円

(3)設立認可申請

- 1) 設立認可申請 昭和49年12月1日付にて、神奈川県知事 津田文吾を通じ、厚生大臣 福田健司宛申請が行われた。
- 2) 設立代表者 平塚市八千代町11番24号 安藤好明
- 3) 設立の趣旨

平塚市は昭和7年(1932)市制を施行、商業を中心に発展し、戦後町村合併、工場誘致等により、現在人口18万余となり、商工業都市として着実な歩みを続けている。

こうした市の発展とともに、福祉の諸施策は、治療的援護はもとより予防的施策に進み、民生安定に不断の努力がなされているが、住民福祉の向上は、行政サービスと併行して、住民の自主活動がなければ、その確立

は望めない。

本市社会福祉協議会は、地域住民の福祉に関する調査研究、または福祉対象者の援護並びに更生助長をはかる等、幾多の業績を重ねてきたところであるが、組織や活動の面において、住民主体の活動が充分行われたとはいえないものがある。

特に急激な社会開発は、国民経済のゆがみを産んだため、人間関係のバランスを崩し、数多くの福祉に欠ける面が発生した。

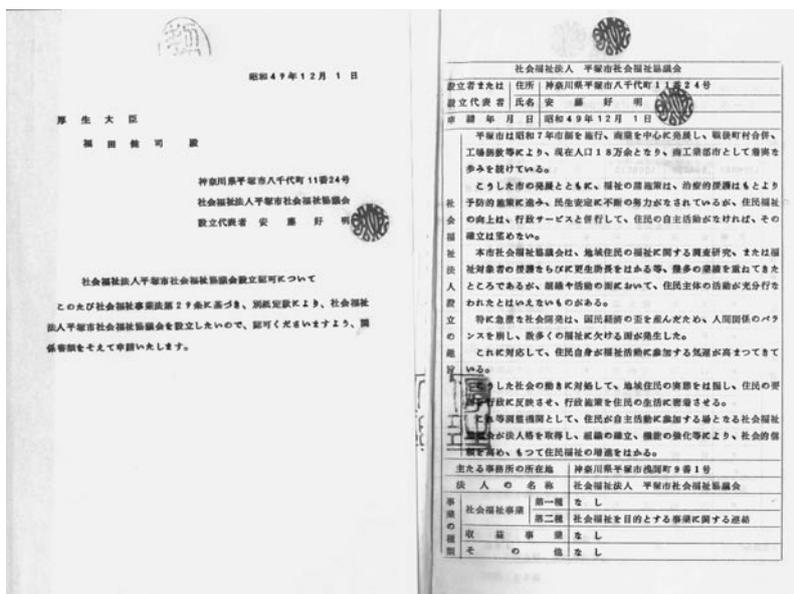
これに対応して、住民自身が福祉活動に参加する気運が高まってきている。

こうした社会の動きに対処して、地域住民の実態を把握し、住民の要請を行政に反映させ、行政施策を住民の生活に密着させる。

これ等調整機関として、住民が自主活動に参加する場となる社会福祉協議会が法人格を取得し、組織の確立、機能の強化等により、社会的信頼を高め、もって住民福祉の増進を図る。

4) 役員等

理事15名、監事3名、評議員40名で申請された。





## 第3節 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の組織・機構の整備

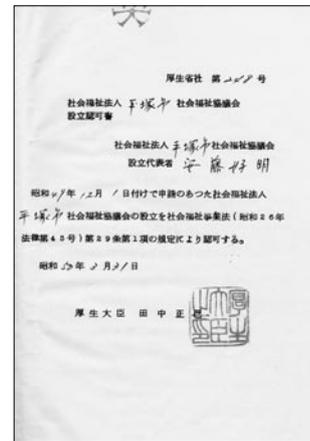
### 1 平塚市社会福祉協議会役員の選出

設立代表者は以下のとおり、昭和49年11月30日に決定した。

安藤好明	会長	保護司
八田知治	副会長	地区社協
高木政信	副会長	学識経験
石川庄四郎	理事	自治会
岸野市郎	//	//
志村良平	//	地区社協
山崎昌雄	//	//
大木保太郎	//	//
古賀民郎	//	民生委員
真壁廉	//	//
宮沢志津以	//	//
池田泰俊	//	福祉団体
富田レイ	//	福祉施設
石川京一	//	行政
河野庫之助	//	//
柳川宏	監事	地区社協
浅沼武男	//	民生委員
久保恒雄	//	自治会

昭和50年(1975)3月31日厚生省社第248号厚生大臣田中正巳より法人として認可された。法人化後初の理事会が昭和50年4月15日(火)10時から開かれ、正副会長は全て留任が決まり、常務理事は福祉部長兼福祉事務所長の河野庫之助氏が指名された。

福祉会館が完成したことにより、同館の一室を本会の事務所として使用許可が得られたので、定款第3条中「平塚市浅間町9番1号に置く」を「平塚市追分1番43号に置く」に改める旨、提案され異議なく議決された。



平塚市社会福祉協議会 歴代会長

氏 名	就 任	摘 要
<b>【任意団体】</b>		
守 屋 宣 英	昭和 28. 4	民生委員総務
吉 川 順 弘	昭和 29. 4	民生委員総務
戸 川 貞 雄	昭和 34. 4	市長
加 藤 一 太 郎	昭和 38. 4	市長
安 藤 好 明	昭和 44. 5	保護司会長(元市議会議長)
<b>【法人化後】</b>		
安 藤 好 明	昭和 50. 4	保護司会長(元市議会議長)
山 崎 昌 雄	昭和 54. 4	学識経験者(元市議会議長)
青 木 一 郎	昭和 54. 10	助役
長 田 裕	昭和 58. 8	助役
松 田 一 郎	平成 3. 11	助役
長 田 裕	平成 4. 6	学識経験者(元助役)
遠 藤 武 彦	平成 7. 10	学識経験者(元助役)
木 島 俊 雄	平成 11. 4	学識経験者(元助役)
三 次 克 則	平成 15. 4	学識経験者(元助役)

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会 歴代副会長

氏 名	就 任	摘 要
八 田 知 治 高 木 政 信	昭和 50. 4.	地区社協会長 学識経験者
山 崎 昌 雄 高 木 政 信	昭和 52. 4	地区社協会長 学識経験者
高 木 政 信 志 村 良 平	昭和 54. 4	学識経験者 地区社協部会長
野 口 一 郎 三 浦 雪 保	昭和 56. 4	平自連会長 民生委員総務会長
三 浦 雪 保 宮 川 武 夫	昭和 58. 4	民生委員総務会長 平自連会長
三 浦 雪 保 鈴 木 智	昭和 58. 7	民生委員総務会長 平自連会長
鈴 木 智 府 川 浅 寿	昭和 62. 4	平自連会長 民生委員総務会長
志 村 良 平 栗 田 武	平成 元. 4	地区社協部会長 平自連会長
府 川 浅 寿 志 村 良 平		民生委員総務会長 地区社協部会長
鈴 木 三 郎 松 田 信 行	平成 3. 4	平自連会長 民生委員総務会長
志 村 良 平 鈴 木 三 郎	平成 5. 4	地区社協部会長 平自連会長
笹 尾 春 吉 志 村 良 平		民生委員総務会長 地区社協部会長
笹 尾 春 吉 池 野 實 枝 子	平成 9. 4	民生委員総務会長 ボランティア連絡会長
笹 尾 春 吉 池 野 實 枝 子	平成 10. 9	民生委員総務会長 ボランティア連絡会長
原 喜 市 笹 尾 春 吉		地区社協部会長 平塚市民児協会長
池 野 實 枝 子 鷺 尾 隆	平成 15. 12	ボランティア連絡会長 地区社協部会長
鷺 尾 隆 池 野 實 枝 子	平成 17. 3	地区社協部会長 ボランティア連絡会長
長谷川 芳 久 鷺 尾 隆		平自連会長 地区社協部会長
長谷川 芳 久 金 田 和 子	平成 17. 4	平自連会長 平塚市民児協会長

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会 歴代常務理事

氏 名	就 任	摘 要
河 野 庫之助	昭和 50. 4	福祉部長
中 村 啓一郎	昭和 51. 4	福祉部長
小 西 登	昭和 52. 4	福祉部長
湯 井 勝	昭和 54. 4	総務部長兼福祉部長
西ヶ谷 正 男	昭和 54. 7	福祉部長
河 野 庫之助	昭和 55. 4	事務局長兼務
	(昭和55年9月末辞任)	
渡 辺 三 和	昭和 55. 11	学識経験者(元下水道部参事)
渡 辺 武 夫	昭和 58. 4	学識経験者(元市民病院事務局長)
岡 本 惣太郎	平成 2. 4	学識経験者(元市民病院事務局長)
石 井 弘	平成 5. 4	学識経験者(元議会事務局長)
今 井 義 明	平成 7. 4	学識経験者(元健康福祉部長)
鈴 木 利 明	平成 9. 4	学識経験者(元総務部長)
矢 野 義 弘	平成 11. 4	健康福祉部参与(兼任)
會 田 榮 一	平成 13. 4	健康福祉部参与(兼任)
田 中 一 良	平成 14. 4	学識経験者(元都市計画部長)
井 上 英 彦	平成 15. 4	学識経験者(元消防長)
佐 藤 建 夫	平成 16. 4	学識経験者(元都市整備部長)

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会 歴代監事

氏 名	就 任	摘 要
柳 川 宏 浅 沼 武 男 久 保 恒 雄	昭和 50. 4	地区社協 民生委員 当事者団体
浜 田 成 行 浅 沼 武 男 久 保 恒 雄	昭和 52. 4	平白連 民生委員 当事者団体
浜 田 成 行 久 保 恒 雄 府 川 浅 寿	昭和 54. 4	平白連 当事者団体 民生委員
府 川 浅 寿 久 保 恒 雄 当 麻 大 輔	昭和 56. 4	民生委員 当事者団体 福祉施設部会
久 保 恒 雄 当 麻 大 輔 石 塚 富 保	昭和 59. 2	当事者団体 福祉施設部会 民生委員
久 保 恒 雄 舟 木 正 男 井 上 鶴 男	昭和 62. 4	当事者団体 福祉施設部会 民生委員
久 保 恒 雄 森 三 郎 井 上 鶴 男	平成 元. 4	当事者団体 福祉施設部会 民生委員
井 上 鶴 男 升 水 栄太郎 池 田 政連子	平成 3. 4	民生委員 福祉施設部会 当事者団体
平 野 達 雄 井 上 鶴 男 小 澤 正 敏	平成 5. 4	福祉施設部会 民生委員 市監査事務局長
井 上 鶴 男 石 井 征 雄 小 澤 正 敏	平成 7. 8	民生委員 福祉施設部会 市監査事務局長
石 井 征 雄 相 原 儀 一 新 倉 八 郎	平成 8. 4	福祉施設部会 民生委員 市監査事務局長
相 原 儀 一 水 島 貞 新 倉 八 郎	平成 9. 4	民生委員 福祉施設部会 市監査事務局長
相 原 儀 一 水 島 貞 大 井 徹	平成 10. 4	民生委員 福祉施設部会 市監査事務局長

相原儀一 猪股祥 福村隆之	平成 11. 4	民生委員 福祉施設部会 市監査事務局長
杉山共郎 岡崎雄二 大井徹	平成 13. 4	民生委員 福祉施設部会 市監査事務局長
杉山共郎 森山勉 大井徹	平成 15. 4	民生委員 福祉施設部会 元市監査事務局長
古尾谷正三 森山勉 大井徹	平成 16. 12	民生委員 福祉施設部会 元市監査事務局長
古尾谷正三 酒井かず子 大井徹	平成 17. 4	民生委員 福祉施設部会 元市監査事務局長

平塚市社会福祉協議会 歴代事務局長

氏名	就任	摘要
<b>【任意団体】</b>		
五十嵐和子	昭和 36. 10	民生委員総務
市川智	昭和 40. 2	民生部長が兼務
当麻太輔	昭和 41. 10	福祉事務所長
山口一夫	昭和 43. 10	//
原田武	昭和 44. 10	//
渡辺武夫	昭和 45. 12	//
河野庫之助	昭和 47. 9	福祉部長兼福祉事務所長
<b>【法人化後】</b>		
井上友久	昭和 50. 4	保護課長
河野庫之助	昭和 51. 4	専任
北村隆治	昭和 55. 10	//
柳川宏	昭和 56. 5	福祉部社協担当主幹(兼務)
小出茂	平成 1. 4	福祉部担当参事(兼務)
植原勇治	平成 3. 4	//
窪田富夫	平成 4. 4	健康福祉部担当参事(兼務)
小山茂	平成 5. 4	//
今井允之	平成 8. 4	健康福祉部次長(兼務)
柳下康男	平成 13. 4	健康福祉部担当参事(兼務)
柳下康男	平成 14. 4	専任(再任用)

## 2 事務局職員の配置

昭和50年(1975)4月の法人化スタートの時点では、福祉事務所長が常務理事、保護課長が事務局長で、社会係長と社会係職員4名の事務職

員及び社会福祉協議会専任の書記1名と書記補1名で開始している。

職員人員一覧表

各年度4月1日現在

年度	事務局長	市出向職員	市OB/再任	派遣	企業	専任	嘱託	臨時	非常勤	パート	合計
S50	1	4(兼)				2					7
51	1	1(次長兼)1				2					5
52	1	1(次長)1				2					5
53	1	1(次長)1				2					5
54	1	1(次長)1				2					5
55	1	1(次長)1				2					4
56	1	1				2					4
57	1	1(次長)1				2	1				6
58	1	1(次長)1				2	1				6
59	1	1(次長)1	1(嘱)			2	15				21
60	1	1(次長)2	1(嘱)			3	15				23
61	1	1(次長)2	1(嘱)			4	14				23
62	1	1(次長)2	1(嘱)			5	14				24
63	1	1(次長)2	1(嘱)			5	14				24
H元	1	4	2(嘱)			7	13		4		29
2	1	9	3(嘱)			7	15		4		36
3	1	12	3(嘱)			11	20	5	4		53
4	1	12	3(嘱)			12	21	9	4		59
5	1	9	3(嘱)			14	21	11	4		63
6	1	12	3(嘱)			16	24		9		62
7	1	13	3(嘱)			17	27		9		67
8	1	17	3(嘱)			24	35		9		86
9	1	17	3(嘱)			25	37		11		91
10	1	17	3(嘱)			24	38	1	11		92
11	1	17	3(嘱)			24	36	1	10		89
12	1	11	3(嘱)			23	29	1	8	43	116
13	1	7	4(嘱)			22	27		7	41	105
14	1		6(再)	3		22	24		7	54	117
15	1		8(再)	1	1	21	24		3	70	129
16	1		7(再)	2	1	20	28			65	124
17	1		7(再)	2	1	20	30	1		70	132

### 3 事務局の組織

昭和50年(1975)度

事務局長—事務局次長—事務局員

昭和59年(1984)度

事務局長—  
 総務課  
 管理課

平成3年(1991)度

事務局長—  
 総務課  
 管理課  
 在宅福祉サービスセンター

平成8年(1996)度

事務局長—  
 総務課  
 管理課  
 在宅福祉サービスセンター  
 南部福祉会館  
 袖ヶ浜デイサービスセンター

平成12年(2000)度

事務局長—  
 総務課 庶務担当 経理担当 地域福祉担当 生活支援担当  
 管理課 管理担当 南部担当  
 事業課 介護保険担当 在宅福祉担当

平成14年(2002)度

事務局長—事務局次長—事務局長代理—  
 総務企画グループ  
 地域福祉グループ  
 施設管理グループ  
 栗原ホームグループ

※通常決裁は、事務局次長が総務企画グループと栗原ホームグループを決裁、事務局長代理(2名)が地域福祉グループGM、施設管理グループGMを兼務する。なお、この年度から派遣法が始まる。

平成16年(2004)度

事務局長—事務局次長—事務局長代理—  
 総務企画グループ  
 地域福祉活動支援グループ  
 福祉サービス利用支援グループ  
 施設管理グループ  
 栗原ホームグループ

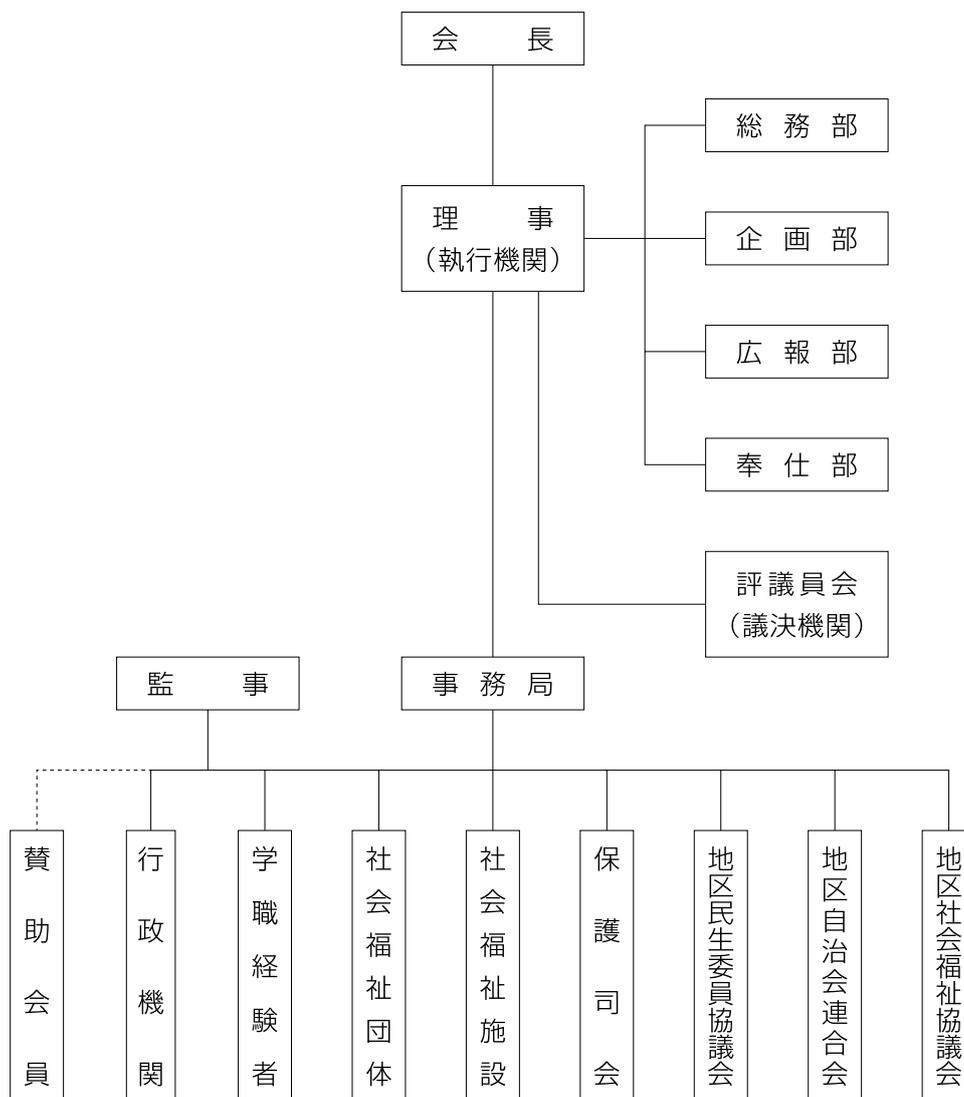
※通常決裁は、事務局次長が総務企画グループと栗原ホームグループ、事務局長代理が地域福祉活動支援グループ、福祉サービス利用支援グループと施設管理グループとなる。

## 4 平塚市社会福祉協議会の組織

法人化設立当初の昭和50年(1975)4月15日の理事会にて、その他の案件で「理事会に部の

設置とその他委員会等の構成(案)について」が提出され規程が整理されている。

社会福祉協議会の構成(昭和50年度当時)



### ① 部会組織(6部会)

- (1)地区社協部会
- (2)地区自治会部会
- (3)民生委員部会
- (4)保護司会
- (5)施設部会
- (6)団体部会

### ② 委員会(3委員会)

- (1)世帯更生資金貸付調査会
- (2)善意銀行運営委員会
- (3)社協ひらつか編集委員会

## 5 理事・評議員・監事の会員別選任の変遷

号	区分名	昭和50年度				昭和60年度			
		理事	評議員	兼理事	監事	理事	評議員	監事	
1	地区社会福祉協議会	4	15	4	1	3	14		昭和50年度は理事はすべて評議員と兼務その後、徐々に兼務は減っていく。理事選任規程はなかった。
2	地区自治会連合会	2	7	2	1	2	7		
3	地区民生児童委員協議会	3	9	3	1	3	9	1	
4	保護司会	1	2	1		1	2		
5	社会福祉施設	1	2	1		1	3	1	
6	社会福祉団体(5号除く)	1	2	1		1	2	1	
7	学識経験者	1	1	1		2	1		
8	行政機関	2	2	2		2	2		

号	区分名	平成元年			
		理事	評議員	監事	
1	地区社会福祉協議会	3	13		昭和60年度理事・評議員選任規程ができ兼務がなくなった。 平成元年会員区分改正で現在に至る。
2	地区自治会連合会	2	4		
3	地区民生児童委員協議会	2	7	1	
4	保護司会	1	2		
5	社会福祉施設	1	3	1	
6	社会福祉団体(5号除く)	1	3	1	
7	社会福祉活動団体	1	4		
8	社会福祉協力団体	1	2		
9	学識経験者	2	0		
10	行政機関	1	2		

## 6 財政収支(一般会計・特別会計)…別表1参照

昭和49年(1974)度任意の平塚市社会福祉協議会は、一般会計と共同募金配分金、心配ごと相談室、善意銀行、交通遺児援護基金、一時貸付金の5特別会計があり、決算収入額 35,901,156円 決算支出額 30,302,523円 繰越金 5,598,633円で、法人化された昭和50年(1975)度からは、別表1のと通りの推移で、10年後は、決算支出額で

8.3倍、20年後は18倍、29年後の平成16年度がピークで27.4倍となっている。

特別会計については、平成3年(1991)度に共同募金配分金特別会計が一般会計に統合されるような変化もあったが、平成11年(1999)度の7特別会計をピークに、平成14年(2002)度に会計基準の改正があり、複式簿記、企業会計を採用し、特別会計がなくなった。



## 第4節 平塚市社会福祉協議会体制の確立

### 1 平塚市社会福祉協議会における会員制度の充実…別表2参照

#### (1) 正会員

昭和49年(1974)度の決算書によると、会費収入は108,200円で、民生委員202名、保護司39名計241名分48,200円、地区社協、施設、団体60団体分60,000円となっていることから、民生委員、保護司が1人200円、1団体1,000円であった。

昭和50年(1975)度法人化初年度は、86団体合計129,000円、1団体1,500円で、昭和53年(1978)度まで同じであった。

昭和54年(1979)度から、昭和63年(1988)度まで次の単価が10年間つづいた。

地区社協3,000円×20地区 平自連3,000円×1団体 民協2,000円×19地区 施設2,000円×40施設 福祉団体2,000円×17団体 保護司会 2,000円×1団体

平成元(1989)年に、2年間を要して「組織問題検討委員会」の結果から改正され、次の単価で現在に至っている。

地区社協 世帯数×2円×23地区 平自連5,000円×1団体 民協 人数×200円×23地区 保護司会 人数×200円 福祉施設 法人+施設×3,000円 作業所×2,000円 団体1団体×3,000円

#### (2) 賛助会員制度

昭和50年(1975)度の法人化から始められ、その年は1口500円で905,800円の決算であった。1口500円の世帯会費と1口3,000円の特別賛助会費は、昭和63年(1988)度までつづき、昭和63年度決算は9,639,051円となり、13年間で10.6倍になった。

また、平成元年(1989)の改正で、「世帯会費はできるだけ多くの市民の協力が得られるよう

に1口300円とし、団体会費(特別・企業)は1口5,000円とする。」と定められた。

平成17年(2005)度決算は、20,499,426円で昭和50年(1975)度の22.6倍となっている。

地区社協への還元率は、地区における福祉活動費として、昭和50年(1975)度から昭和52年(1977)度まで、地区ごとの還元率の考え方でなく、地区社協育成費として使用されていた。昭和53年(1978)度から30%の還元がはじまり、昭和57年(1982)度に50%の還元率、その後、昭和58年(1983)度に60%の還元率、昭和59年(1984)度から平成元年(1989)度までは70%の還元率、平成2年(1990)度から75%の還元率が現在に至り、地区社協にとって大きな財源となっている。

なお、組織問題検討委員会では、「地区内の世帯の多くが加入し世帯会員が固定してきた段階で、それぞれの地区社協の正会員に切替えるものとする。」との提言がされたが、いまだ実現には至っていない。

#### (3) 企業賛助会費

市社協の自主財源確保のため、1口5,000円で企業向けに通知による募集を平成9年(1997)度から開始した。平成9年(1997)度の決算は、23社200,000円で平成17年(2005)度は102社571,000円となり8年で2.9倍となった。

## 2 平塚市社会福祉協議会の発展計画・地域福祉推進計画の策定と委員会等

昭和40年(1965)代後半から高齢化社会の到来や高度経済成長により、地域福祉が重視されるようになったが、昭和48年(1973)には、オイルショックを引き金に、低成長へと社会経済の状況が変わった。昭和50年(1975)代に入ると「福祉の見直し」が叫ばれ、「ばらまき福祉」との批判も起こり、行政主導の福祉施策から住民参加を基調とした地域福祉の重視や地域コミュニティの役割が注目されるようになった。

また、昭和51年(1976)長洲県知事による「ともしび運動」の提唱や、神奈川県社会福祉協議会の主導により、昭和55年(1980)度には「市町村地域福祉振興事業」が打ち出された。昭和58年(1983)度「地域福祉推進体制整備事業」、59年(1984)度「地域福祉推進事業」等の事業及び市町村社会福祉協議会への職員派遣により、平塚市社会福祉協議会の体制も整備され、在宅福祉サービスの実施も基礎が築かれた。

昭和53年(1978)度～55年(1980)度

地域福祉活動モデル地区推進事業(富士見地区社協)

昭和54年(1979)11月20～22日

全国社協主催「都道府県・指定都市社協中堅職員研修会」を平塚市にて開催

昭和59年(1984)度～61年(1986)度

地域福祉推進事業(市福祉圏・平塚市社協)(基礎的福祉圏港・花水地区社協)

昭和60年(1985)度～62年(1987)度

地域福祉推進事業(基礎的福祉圏富士見・なでしこ地区社協)

昭和61年(1986)度～63年(1988)度

地域福祉推進事業(基礎的福祉圏崇善・松原地区社協)

昭和62年(1987)度からは、平塚市社協単独事業(基金事業)で全ての地区社協を指定し、基盤整備を図った。

### (1)総合研究委員会

#### 1)目的

1. 社会福祉協議会(地区社協を含む)の組織は現状のままでよいのか。

もし改善すべき点があれば、どのような方向に改めるべきか。

2. 社会福祉協議会の機能は、どのように進展させるべきか。

3. 社会福祉協議会の財源確保は、どのようにすべきか。

#### 2)期間

第1次 昭和52年(1977)1月25日  
～昭和52年(1977)4月14日

第2次 昭和52年(1977)4月15日  
～昭和54年(1979)4月14日

#### 3)構成員(委員数は委員長を含めた人数)

委員長 高木政信

(平塚市社協副会長、貴峯荘施設長)

副委員長 山崎昌雄

(平塚市社協総務部長、地区社協部会長)

委員 第1次7名、第2次9名

#### 4)導かれた結論等

##### 1.組織について

ア 平塚市社会福祉協議会の組織

イ 地区社協の組織について

##### 2.機能について

ア 地域住民の生活に密着した活動を展開する

イ 地域福祉を進めるための、ネットワークづくり

ウ 福祉施設等社会資源の活用

エ 地域福祉と社会教育とのかかわり

オ ボランティア活動と社協の役割

##### 3.財源について

ア 一般財源

イ 会費

ウ 市補助金等

エ 福祉基金制度

- 才 共同募金の配分金
- 力 善意銀行等への寄託金

## (2)平塚市地域福祉推進計画

### 1)目的

21世紀を展望して平塚市社協と地区社協の組織と活動の現状を総合的に点検し、地域福祉を積極的に推進する。

### 2)期間・開催回数

#### ◎平塚市地域福祉推進協議会

昭和59年(1984)12月27日～  
昭和61年(1986)8月20日 10回

#### ○専門委員会

- 地域福祉づくり検討委員会  
昭和60年(1985)8月1日～  
昭和61年(1986)7月28日 12回
- 在宅福祉サービス検討委員会  
昭和60年(1985)8月1日～  
昭和61年(1986)8月8日 13回



### 3)構成員

#### ◎平塚市地域福祉推進協議会

委員長 市瀬幸平(関東学院大学文学部教授)  
委員 18名

#### ○専門委員会

- 地域福祉づくり検討委員会  
委員長 市瀬幸平(関東学院大学文学部教授) 委員 12名

- 在宅福祉サービス検討委員会  
委員長 秋場 正(横浜愛泉ホーム館長)  
委員 14名

### 4)導かれた結論等

1. 地域福祉活動の推進
2. 在宅福祉サービスの推進
3. 市民参加の組織形成
4. 活動財源の確保と活動拠点の整備
5. 地区社協の拡充

## (3)総合企画委員会

### 1)目的

「平塚市地域福祉推進計画」の具体化にむけ、市社協・地区社協の活動・事業の展開、組織運営のあり方とその実施方法等について検討するとともに、公私協働による地域総合福祉の推進を図る。

### 2)期間・開催回数

◎総合企画委員会(昭和62年(1987)5月6日の理事会にて同意)  
昭和62年(1987)5月21日～現在に至る  
平成17年(2005)12月2日 通算28回

#### ○小委員会

- 組織問題検討委員会  
昭和62年(1987)9月28日～  
昭和63年(1988)2月5日 4回
- 専門委員会「地区社協あり方検討委員会」  
昭和63年(1988)12月16日～  
平成3年(1991)3月4日 12回
- 在宅福祉サービス実施検討委員会  
昭和62年(1987)9月28日～  
昭和63年(1988)2月29日 6回
- 広報委員会(社協ひらつか編集委員会を改組)  
昭和62年(1987)6月24日～  
現在に至る 年6回または年9回程度

### 3)構成員

#### ◎総合企画委員会

委員長 市瀬幸平(初代)、(関東学院大学文学部教授) 委員 11名

志村良平(二代目)、原 喜市(三代目)、笹尾春吉(四代目)、鷲尾 隆(五代目)

平成7(1995)年10月27日 20回

○小委員会

• 組織問題検討委員会

委員長 市瀬幸平(関東学院大学文学部教授)

委員 12名

• 専門委員会「地区社協あり方検討委員会」

委員長 志村良平(市社協副会長、地区社協部会長) 委員17名

• 在宅福祉サービス実施検討委員会

委員長 市瀬幸平(関東学院大学文学部教授)

委員 14名

• 広報委員会

委員長 志村良平(初代) 委員14名

笹尾春吉(二代目)、金田和子(三代目)委員14名→10名

4)導かれた結論等

1. 会員分類及び会員会費、賛助会員会費について

2. 地区社協の望ましい方向(報告書 地区社協の組織と事業)

3. 在宅福祉サービスの実施(福祉サービス協会設立)について

4. 福祉だよりひらつか 年3回発行

(4)第2次平塚市地域福祉推進計画

1)目的

「市民の誰もが可能な限り住み慣れた地域で家庭生活が安心して営めるようにすること」～地域福祉の実現～を目標とし、平成8年(1996)度から平成11年(1999)度までの4年間をこの計画の推進期間とし、総合企画委員会を中心に平塚市地域福祉推進計画の実施状況等進行管理を行いながら実施計画の達成をめざした。

2)期間・開催回数

○策定委員会 平成6年(1994)4月8日～

平成8年(1996)2月26日 4回

○作業委員会 平成6年(1994)4月8日～



3)構成員

○策定委員会 委員長 今井義明(常務理事)

委員 15名

○作業委員会 座長(事務局長) 委員 13名

4)導かれた結論等

基本理念 「誰もが可能な限り住み慣れた地域で家庭生活が安心して営めるようにする」

重点課題 地域を基盤とした生活支援のしくみづくり

- 市社協、地区社協における相談体制の連携強化
- 民生委員児童委員、障害福祉相談員活動との連携
- 福祉施設との連携による福祉の啓発事業

緊急課題 災害時対応ネットワークの構築

- 広域での災害時における相互協力連携体制の確立
- 近隣市町村社協職員等と協働した災害時対応マニュアルの研究
- 市社協における災害時対応マニュアルの作成
- 地区社協における災害時援助体制づくりへの支援

- 6本の柱
1. わかりやすい福祉の促進
  2. 在宅福祉サービスの推進
  3. 地区社協活動への支援
  4. ボランティア活動の充実
  5. 当事者の生活支援
  6. 組織体制の整備と財源の確保

### (5)改定第2次平塚市地域福祉推進計画

#### 1)目的

社会福祉の基礎構造改革による、福祉関係八法の改正により、福祉を取り巻く状況変化に対応するため、平成13年(2001)から15年(2003)の3年間で、現状の各課題等を整理



し、課題ごとに目標と具体策を持って準備・検討を計画的に進めることとした。準備・検討を進めるにあたっては、

- ① 第2次計画の未完了課題の解決や新たな課題を検討していく
- ② 各種施策や地域福祉計画等との整合を図っていく
- ③ 社協の次なる新計画に繋げられるようにしていく

#### 2)期間・開催回数

作業委員会 平成12年(2000)5月10日～平成13年(2001)5月8日 16回

#### 3)構成員

座長(事務局長) 委員 16名

#### 4)導かれた結論等

基本理念 「誰もが可能な限り住み慣れた地域で家庭生活が安心して営めるようにする」

- 6本の柱
1. 地域における自立生活の支援
  2. 地区社協への支援
  3. ボランティア活動の充実
  4. 当事者団体の育成
  5. 地域福祉活動推進のための情報・企画機能の充実
  6. 組織・事務局体制の整備

## 3 市町村社会福祉協議会の法制化

昭和50年(1975)代中盤には、全国の市町村社会福祉協議会の60%が法人化された。また、社会福祉協議会発足30周年になることを機に、全国社会福祉協議会では「地域福祉特別委員会」を設置し、「地域福祉の本格的推進と社協基盤の確立強化」の方針を打ち出し、全国的に市区町村社会福祉協議会の法制化運動に取り組むことが確認された。都道府県社会福祉協議会はもとより、市町村社会福祉協議会での地方議会への請願運動と署名など、社会福祉協議会関係者が一丸と

なって全国的運動を展開した。

その結果、昭和58年(1983)3月8日に国会へ法案が提出され、同年5月法案が成立、同年10月より施行された。市町村社会福祉協議会は発足30年を経てはじめて「社会福祉事業法第74条」に位置づけられた。なお、区社会福祉協議会は平成2年(1990)の社会福祉事業法改正で法制化された。また、全国社会福祉協議会は昭和57年(1982)に法制化運動とともに「市町村社協の基盤強化指針」をまとめ社協の新たな指針とした。



## 第 2 章

# 平塚市社会福祉協議会の展開と充実

第 1 節	平塚市社会福祉基金	27
	1 社会福祉基金の設立	
	2 社会福祉基金の管理運用	
	3 社会福祉基金への寄附者	
	4 社会福祉基金の推移	
	5 社会福祉基金事業の内訳	
第 2 節	高齢者福祉活動の広がり	29
第 3 節	児童福祉活動の広がり	30
第 4 節	心身障害者（児）福祉活動の広がり	31
第 5 節	母子・父子福祉活動の広がり	32
第 6 節	援護・貸付資金事業	33
	1 法外援助	
	(1)緊急援護事業	(2)一時貸付事業
	2 貸付制度・事業	
	(1)生活福祉資金貸付制度	(3)高額療養費つなぎ資金貸付事業
	(2)被保護者付添看護料差額補給制度	
第 7 節	共同募金活動の推移	35
	1 共同募金活動の生い立ち	3 平塚市の共同募金運動
	2 神奈川県共同募金会の歩み	4 共同募金額の推移
第 8 節	ボランティア活動の広がり	37
	1 ボランティア活動の始まり	
	2 善意銀行からボランティアセンターへ	
	3 平塚市社会福祉協議会ボランティアセンターの発足	
第 9 節	社会福祉協議会と民生委員児童委員活動	40
	1 平塚市民生委員児童委員連絡協議会活動	
	2 民生委員児童委員によるボランティア10万人育成運動事業	
第10節	ボラントピア事業からふれあいのまちづくり事業へ	42
	1 ボラントピア事業	3 ふれあいのまちづくり事業
	2 生活支援地域福祉活動事業	
第11節	在宅福祉活動の広がり	43
	1 在宅福祉サービスセンターホームヘルプサービス事業	
	(1)委託契約	(2)自由契約
	2 平塚市在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム	
	3 夕陽ヶ丘デイホーム	
	4 袖ヶ浜デイサービスセンター	
第12節	その他の福祉活動	45
	1 広報啓発事業の推進	
	(1)「福祉だより」の発行	(2)平塚市社会福祉展の開催
	(3)社会福祉大会から『社会福祉を考えるつどい』へ	
	(4)イベントの統合による『福祉まつり』へ	
	(5)ともしび市民フェスティバルから『福祉フェスティバル』へ	
	2 その他の福祉啓発事業	
	(1)サーブ'90ともしびふれあい広場INひらつか	
	(2)在住外国人フォーラム	(3)かながわ高齢者文化祭
	(4)地域たすけあい研修会IN平塚	
	(5)エコタウンかながわ2003	
	(6)福祉ふれあい10日間(法人化30周年記念事業)	





# 第1節 平塚市社会福祉基金

## 1 社会福祉基金の設立

平塚市では、新平塚市総合計画－HOTプラン21－の「地域生活を重視した福祉の充実」を目標に、家庭や地域の福祉機能を育てながら市民の組織を助長し、自主的活動を高めることによって、市民と協働して福祉のまちづくりを図ることとした。同時に幅広い市民の福祉活動を支えていくために安定した活動資金の援助が必要となった。

このため、平塚市は社会福祉法人である平塚市社会福祉協議会に、昭和56年(1981)度から市民の協力を得て、3ヵ年で総額2億円を積立てる社会福祉基金制度を創設した。

積立ては、市が3年間で1億5千万円の拠出金を支出するほか、制度の趣旨から広く市民・民間団体などの善意に基づく協力を仰ぐこととなった。

その後、2期6ヵ年4億円の目標に拡大され、市の拠出金も3億円となり、民間からの賛同に基づく善意を1億円とした。この目標は、昭和61年(1986)12月20日に6年たたずに達成された。

さらに、平成3年(1991)・4年(1992)にも5千万円ずつ計1億円の市拠出金があり、民間からの善意を合わせた累計では、平成18年(2006)3月末現在7,599件913,119,335円となっている。

## 2 社会福祉基金の管理運用

積立てられた基金は、市社会福祉協議会で管理運用を効率的に行い、基金より生み出される果実(利子)は、社会福祉基金管理委員会の審議を経て、地域福祉・在宅福祉推進のための事業に使われている。

果実収入は、昭和56年(1981)度の37,783円から始まり、平成4年(1992)度には37,719,065円の最高額を生んだ。

基金から生まれた果実は毎年度実績を上げ、昭和57年(1982)度は、地域福祉活動事業に900,000円、ボランティア育成・活動事業に1,000,000円、各種援護の充実を図る事業に1,899,900円、合計3,799,900円が福祉のための事業に支出された。平成10年(1998)度には事業費が42,087,354円に達した。

しかし、バブルの崩壊以後、低金利時代を反映し平成17年(2005)度においては18,382,653円となり、今後さらに減少することが予測され、事業の縮小をはじめ、基金の取り崩しも視野に入れざるを得ない状況となっている。



### 3 社会福祉基金への寄附者

昭和56年(1981)から平成18年(2006)3月末現在で7,599件 913,119,335円となり、市からの拠出金が8件 400,000,000円で残りの7,591件 513,119,335円が市民や企業などからの寄附となっている。

この中の多額寄附は、遺言により自宅家屋土地の資産60,033,310円を寄付された市民の方が最も多額で、次に市内の商業企業家

の50,000,000円、生命保険協会が11回5,930,000円と続いている。

また、たびたび寄附をしていただいている市民や企業・団体もあり、172回の匿名団体、106回の看護婦家政婦紹介所、95回の個人、70回の会計事務所が回数上位であるが、他にも定期的に寄附をされている多くの篤志家がいることは非常に心強い。

### 4 社会福祉基金の推移…別表3参照

昭和56年(1981)から開始された社会福祉基金は、開始の年から5千万円ずつ6年間計3億円の市拠出金があった。さらに、平成3,4年(1991,92)にも5千万円計1億円が追加され、市拠出金の総額は4億円となった。

民間寄附は、86件7,008,371円が初年度で、平成12年(2000)度の73,379,939円、平成元年(1989)度の66,105,689円は、大口寄附者がいたため特出しているが、大体1年間1千5百万円から2千万円程度の額で推移していた。しかし、平成13年(2001)度以降はバブル経済の崩壊や各種の基金が創設されたためか、年間の寄附金額は低下傾向にある。

また、開始から25年を経過した平成18年3月末現在で、7,599件513,119,335円の民間寄附と市拠出金を合わせ913,119,335円の基金となっている。

基金からの果実収入(利息)は、平成4年(1992)度の37,719,065円を最高に、低金利の状況が続き、毎年減少状態となっている。

社会福祉基金事業も平成10年(1998)度の42,087,354円の実質事業費が最高でここ2,3年は、果実収入の減少に合わせ、事業の見直し、縮小等かなり厳しい削減をせざるを得ない状況となっている。

### 5 社会福祉基金事業の内訳…別表4参照

社会福祉基金事業は、5つの項目に分類されている。

- ① 地域福祉活動の条件整備及び推進に関する事業
- ② ボランティアの育成及び活動の推進・支援に関する事業

- ③ 各種援護の充実を図る事業
  - ④ その他福祉施策の充実を図るための活動経費及び助成事業
  - ⑤ 基金管理委員会が必要と認める事業
- それぞれ、平成17年(2005)度には、別表4のとおり市内福祉活動に活用された。



## 第2節 高齢者福祉活動の広がり

高齢者に関する事業としては、法人化前から、善意銀行配分事業として、寝たきり、ひとり暮らしの高齢者の方に、夏期及び年末慰問金が配布されていた。

また、ひとり暮らしの高齢者には、誕生祝いの他にも、草履やテレビ、おせち料理、餅などの品が贈られた。昭和53年(1978)には、慰安事業として福社会館に招待する事業も共同募金配分金で始められた。昭和57年(1982)度からは社会福祉基金事業が開始され、善意銀行配分事業から社会福祉基金事業に移行し、慰問金についても、

年末たすけあい募金配分事業に移行した。

社会福祉基金事業の拡大にともない、地区社協でのひとり暮らし給食事業が盛んになった。福祉電話助成事業も、福社会館を受託管理した翌年の昭和60年(1985)から社会福祉基金事業で始まっている。寝たきり高齢者への事業も、オムツの配付、家庭介護書の配付、布団乾燥丸洗い事業が次々に始まった。また、ひとり暮らし、寝たきり高齢者宅への火災報知機設置事業も開始された。





### 第3節 児童福祉活動の広がり

法人化前から、生活困難世帯を対象として神奈川県社会福祉協議会補助による、修学旅行支度金、小学校4年生への運動服購入費補助、生活保護家庭児童へのカバン支給があり、法人化後も継続された。同時に、善意銀行配分事業による、小・中学校入学祝金事業、健全育成レクリエーション事業も民生委員児童委員の主導で共同募金配分金を活用し開始された。

一般児童も対象となる事業は、社会福祉基金

事業で小・中・高福祉校活動費助成や福祉啓発講演会(希望の学校)が行われた。

平成15年(2003)に子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業の受託もあり、社会も高齢化の進展と同時に、少子化に関心が集まってきた。近年個別支援から団体支援へと配分先を転換している年末たすけあい募金配分事業で、地域やサークルなどが実施している、子育て支援団体への助成制度を開始した。





## 第4節 心身障害者(児)福祉活動の広がり

法人化前から、視覚障害者が社会の情報を得る一つの方法として、テープレコーダー貸付事業が行われていた。この事業は、善意銀行配分金でテープを購入し、録音奉仕会に情報提供活動を実施してもらうものであった。また、福祉会館という拠点ができ、点訳奉仕団による点訳図書の充実が図られ、視覚障害者福祉が進展した。その後、点字・録音ライブラリー整備事業として、社会福祉基金事業に引き継がれていった。

慰問金については、法人化前から年末たすけあい募金配分事業として行われてきたが、近年は個人配分に対する見直しがされている。

社会参加を促進する目的で、保養所利用補助が共同募金財源で昭和50年(1975)度から始まり、重度障害者同士の結婚祝金制度も同時に始まった。

昭和53年(1978)度には、日産労組の協力で、

『障害児ふれあい広場』が行われた。その後、社会福祉基金果実の配分事業が始まった昭和57年(1982)度からは、ノーマライゼーション実践のための地区ふれあい広場事業が開始された。また、火災報知機設置事業、ミニファクス使用料助成事業、1,2級障害者タクシー料金助成、ファクス購入費助成、点字図書購入費助成の当事者援護事業も社会福祉基金事業として始まった。

障害児のバスレクリエーションは、昭和53年(1978)に共同募金配分事業で始まり、昭和59年(1984)に社会福祉基金事業に移行されている。昭和61年(1986)には、障害者とボランティアによる『ふれあいキャンプ』が社会福祉基金事業で開始された。

これらの事業の中には、時代の要請に合わなくなったものや、公的補助制度等が利用できるようになったことなどにより、見直しが行われている。





## 第5節 母子・父子福祉活動の広がり

民生委員児童委員活動や当事者団体の「なでしこ会」により、激励慰安会が共同募金配分金を活用して法人化前から実施されていた。後に「母と子のつどい」という名称で事業が引き継がれた。

法人化された昭和50年(1975)から母子のバスレクリエーションが共同募金配分事業で始まり、昭和59年(1984)に社会福祉基金事業に移行された。この間は、民生委員児童委員が積極的に関わり充実した事業展開がされた。

父子家庭については、経済的困窮に対する支援活動は少なく、昭和52年(1977)に、一人暮らし高齢者とともに善意銀行配分事業で、おせち料

理と餅の配付が年末に行われた。2年後に共同募金配分事業に変わり、昭和56年(1981)に事業は終了している。

昭和60年(1985)から年末たすけあい募金配分事業として、低所得の母子・父子世帯保育園児に対し慰問金が配付されていた。しかし、この事業も個別配分見直しの考えから平成12年(2000)を最後に廃止された。

現在、当事者団体(母子福祉なでしこ会)への助成は年末たすけあい募金配分事業として実施している。





## 第6節 援護・貸付資金事業

### 1 法外援助

#### (1) 緊急援護事業

第1章 第1節 4の任意団体時代の活動でも少々触れたが、任意団体の時代から現在まで、市からの受託事業で、旅費困窮、行旅病人等緊急援護事業を実施している。昭和41年(1966)度は218名に対し旅費の一部を支給したとの記録がある。

法人化後も続けられ、一回あたりの支給額の変化はあるものの、平成17年(2005)度は被服費を含め382件149,870円となっている。

#### (2) 一時貸付事業…別表5参照

昭和40年(1965)6月4日に「平塚市社会福祉協議会一時貸付規程」が制定され、「平塚市に在住する低所得者に資金の貸付を行うことにより、不時の出費を援護し、経済的自立の助成と福祉

の増進を図る」目的で始まった。

法人化の昭和50年(1975)4月15日に「平塚市に居住する低所得者で、一時的に生活等に困窮した者に資金の貸付を行い、生活の安定と経済的自立を援護する。」目的で新たに規程ができ、昭和50年(1975)度は11件138,000円の実績であった。平成17年(2005)度は36件1,455,000円で、過去最高の利用は平成13年(2001)度の47件2,160,000円であった。

平成17年(2005)度末現在、貸付金額累計777件29,531,200円、償還済額累計574件23,442,200円、欠損処分額累計73件1,910,000円、貸付残額130件4,179,000円となっている。

### 2 貸付制度・事業

#### (1) 生活福祉資金貸付制度…別表5参照

昭和27年(1952)から民生委員の運動が実り、昭和30年(1955)に制度が発足した。

昭和44年(1969)7月15日に「平塚市社会福祉協議会世帯更生資金貸付審査会運営規程」が制定された。

法人化した昭和50年(1975)4月15日に、県社協より資金の貸付業務の一部を受託し、資金の貸付業務の円滑をはかる目的で「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会世帯更生資金貸付調査会設置規程」を制定した。昭和50年(1975)度は27件9,574,800円で、平成2年(1990)には「世帯更生資金貸付制度」から「生活福祉資金貸付制度」へ名称変更された。平成14年(2002)度からは、新たに国の施策として、雇用の安定と

新産業創出を目指した「総合雇用対策のセーフティネット整備」により、雇用保険制度の枠外にいる自営業者やパート労働者の失業や、雇用保険の求職者給付期間の切れたことにより生計の維持が困難になった世帯に対して、生活資金を貸付ける「離職者支援資金」が創設された。

平成17年(2005)度の実績は、生活福祉資金は15件8,578,000円で、離職者支援資金の貸付はなかった。

#### (2) 被保護者付添看護料差額補給制度

生活保護者が入院し付添看護を要する患者に対して、保護基準で不足する看護料金を県社協の交付金により補給する制度があった。

昭和50年(1975)度は、延べ人数111人、延べ日数2,996日、金額は4,669,430円であっ

た。

平成7年(1995)度、延べ人数51人、延べ日数371日、金額は901,420円を最後に翌年からは制度が廃止になり終了した。

### (3)高額療養費つなぎ資金貸付事業

昭和52年(1977)に、国保及び社保等に定める高額療養費の支払い困難な世帯へのつなぎ資

金貸付を市からの借入金を使用し開始した。

平成4年(1992)度までは、各保険を対象としていたが平成5年(1993)からは、国保のみを扱うようになった。

平成13年(2001)度135件、23,852,120円の貸付を最後に、直接市の国民健康保険窓口で行うこととなった。





## 第7節 共同募金活動の推移

### 1 共同募金の生い立ち

大正2年(1913)に米国オハイオ州クリーブランド市で始められた慈善博愛連盟の運動が、今日行われている共同募金の原型であるといわれている。

日本では長崎市において、大正10年(1921)10月20日より11月2日までの2週間にわたって、初めて共同募金が実施された記録がある。

現在の共同募金運動は、戦争が終わって間もない昭和22年(1947)に始まった。当時は国民のほとんどが飢えと寒さに苦しんでいたが、空襲による罹災者、戦災孤児、働き手を戦争で亡くした母子等、生活基盤を失った人々の暮らしは悲惨なものだった。

これらの人々のための社会事業施設も、多くの対象者を抱えその日の食料もおぼつかないありさまだった。それに加え、昭和21年(1946)11月3日に公布された日本国憲法第89条に「公の財産の支出または利用の制限」が明文化され、公の社会事業は公の責任で、民間の社会事業は民間の協力で、となり、民間社会事業はその自主性を守るため不当に国や地方公共団体の援助を仰がないということになった。民間社会事業として、

国や地方自治体から委託されたものは、委託費を受けることとなり、それ以外の補助金はなくなった。共同募金は、その民間社会事業の窮乏を救うことを第一の目的として始められた。

昭和26年(1951)社会福祉事業法が公布、施行され共同募金はこの法律のもとに行われるようになった。

共同募金は広く社会福祉を目的とする事業を配分の対象とし、そのときどきに社会のなかでおこる福祉の課題に取り組んできたが、大きくは社会福祉事業法に定められていた「社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数に配分すること」であった。

平成12年(2000)6月に社会福祉事業法は、新たに社会福祉法として生まれかわった。そのなかで、共同募金に関する法律も大きく変わり、過半数配分の規制はなくなった。

共同募金運動は住民の支持のもとに推進され、人びとの“たすけあいの心”を喚起し、その結晶である寄附金が、地域福祉活動を展開する民間社会福祉団体を支える資金として有効に活用され、地域福祉の推進に貢献することが役割である。

### 2 神奈川県共同募金会の歩み

昭和22年(1947)9月27日「神奈川県コミュニティ・チェスト(社会事業資金共同寄附)委員会」(現在の神奈川県共同募金会)が民間社会事業施設の経営難と、在宅の生活困難者の援護を目的に、県下各界の代表が発起人となり設立された。そして、11月25日より12月25日までを期間として全国的に共同募金運動が始まった。翌年

からは、寒冷地における募金活動の困難性という面から、10月1日より10月31日までが募金期間とされ、募金をした印として“赤い羽根”が使用された。また、名称も「神奈川県共同募金委員会」と改称された。

昭和27年(1952)社会福祉事業法に基づき、法人格を取得し「社会福祉法人神奈川県共同募

金会」と改称された。

昭和34年(1959)に期間が10月1日より12月31日までとなり、昭和28年(1953)より地域

ごとに「一品持寄り運動」として任意に行われていた“年末たすけあい”が共同募金に統合された。

### 3 平塚市の共同募金運動

共同募金が始まった年の昭和22年(1947)から平塚市支会の実績記録があり、目標額920,150円 実績額475,737円 達成率51.7%であった。

昭和34年(1959)の「年末たすけあい」が統合された年は、一般募金の目標額1,966,100円 実績額1,806,201円で達成率91.86%、年末たすけあいの目標額463,000円 実

績額449,640円で達成率97.11%、全体の目標額2,429,100円に対し合計実績額は2,255,841円で達成率92.86%というものだった。

昭和50年(1975)の実績は日赤募金も含まれていたが、昭和51年(1976)からは、共同募金のみとなった。



### 4 共同募金額の推移…別表6参照

平塚市社会福祉協議会が法人化した昭和50年(1975)度からの実績推移であるが、平成11年(1999)度までは、順調に増加し「赤い羽根募金」「年末たすけあい募金」合計で42,394,903

円の最高額を達成した。その後は、バブル経済の崩壊の影響か42,000,000円を超えることがなくなった。



## 第8節 ボランティア活動の広がり

### 1 ボランティア活動の始まり

平塚のボランティア活動は、“県立平塚盲学校から依頼された点訳奉仕活動から始まる”といわれている。昭和37年(1962)に盲学校の文化祭の際、奉仕会の結成が話題となり、昭和38年(1963)3月に横浜、川崎、横須賀に次いで県下4番目の「平塚点訳奉仕会」として34名の賛同者を集め発足した。【昭和46年(1971)会の充実と発展を図るため日本赤十字に加盟し、平塚点訳赤十字奉仕団と改める。】

活動は、①初心者への点字指導 ②点訳資料 あっせん ③点字図書の校正・製本 ④盲学校児童生徒及び地域の視覚障害者への図書貸出しであった。昭和39年(1964)2月には、リーディングサービスが始まり、これがもととなって、昭和46年(1971)に「平塚録音奉仕会」が結成されている。学校向けのテープ雑誌を作ることが主な活動であった。この年に第1回の点字講習会が開かれ、前後して録音養成講座も開催され、以後、ボランティア養成の場となっていった。

昭和43年(1968)には、視覚障害者の環境整備に対する関心が高まり、信号機設置運動から盲学校付近の六本交差点に音の出る信号機が設置

された。この頃から点字ブロックの敷設運動も各地で盛んになった。

昭和47年(1972)には「拡大図書事業部」が誕生し、たゆまぬ普及活動で県下の弱視学級のニーズを満足させるにいたった。昭和50年(1975)には平塚市福祉会館完成にともない奉仕の拠点が県立盲学校から福祉会館に移り、「サムホーム(地図づくり)」も始まり、駅周辺や公共機関等の地図、またJR平塚駅の発車時刻表作成など活動範囲や質も拡充された。

昭和43年(1968)に地域の障害者家庭に対して家事援助、外出介助の奉仕活動も開始され、昭和55年(1980)からは、ショッピングボランティアとして地域活動に組み込まれていった。

一方、昭和48年(1973)には「湘南地区JRC指導者協議会」が結成され、青少年の赤十字活動を支援し、「血液センター援助赤十字奉仕団」が昭和49年(1974)に結成された。

また、市主催の手話講習会の修了者で昭和49年(1974)に手話サークル「平の会」が結成され、昭和53年(1978)には「七夕会」も結成されている。

### 2 善意銀行からボランティアセンターへ

昭和39年(1964)8月1日に「平塚市社会福祉協力センター設置規程」が制定され、昭和44年(1969)7月15日に「平塚市社会福祉協議会善意銀行設置規程」に名称が変更された。その後、昭和47年(1972)4月1日に「平塚市民の善意を振興し、あわせて社会福祉思想の啓発広報に努め、もって広く社会福祉全般の向上発展を促進するため、平塚市善意銀行を置く。」とし、事業は次



のとおりであった。

- ① 労力、技術、金品等あらゆる内容の善意の受託及び需要者への配分
- ② 善意活動に関する広報案内
- ③ 寄託者の研修
- ④ その他目的達成に必要な事業

法人化の昭和50年(1975)4月15日には「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会善意銀行設置規程」が制定され、事務所の場所が福祉会館となり、事業内容の一部変更があった。

- ① 労力、技術、金品等あらゆる内容の善意の受託及び需要者への配分
- ② 福祉の啓発と広報
- ③ ボランティア等の育成指導
- ④ その他目的達成に必要な事業

さらに、昭和51年(1976)5月26日に規程改正を行い、事業内容も大幅に強化された。

- ① 福祉思想の啓もう及び広報
- ② 善意による金品等の受託、配分及び活用
- ③ 社会奉仕に関する啓もう及び開発
- ④ 社会奉仕活動を行う個人またはグループもしくはこれを受け入れる施設等の登録及びあっ旋
- ⑤ 社会奉仕活動を行う個人またはグループ

もしくはこれを受け入れる施設等に対する援助及び指導

- ⑥ 社会奉仕活動を行う個人またはグループもしくはこれを受け入れる施設等の連絡調整
- ⑦ 社会奉仕活動を行うに必要な実情把握
- ⑧ 社会奉仕活動資材の整備及び貸与
- ⑨ その他上記の目的を達成するために必要な事業

同時に「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会善意銀行社会奉仕活動育成事業運営要綱」を制定し、昭和51年(1976)4月1日施行で「平塚市善意銀行ボランティア・コーナー設置要綱」がボランティア活動を行う個人またはグループが奉仕活動するための拠点としての場を設置するために必要な事項を定めるために制定整備された。



### 3 平塚市社会福祉協議会ボランティアセンターの発足

昭和50年(1975)度に第1回ボランティアスクール(5日間)が開催された。また、“ボランティアの集い”や“チャリティーセール”も実施された。

「ともしび運動」が昭和51年(1976)に提唱されたが、平行して「10万人ボランティア育成運動」も民生委員児童委員協議会によって開始された。こうした動きの中で、昭和51年(1976)11月7日からは、毎週土曜日午後“障害者、老人等だれでも集まって気楽に話し合う交流の場”として、福祉会館内に“サロンドボランティア”が開始された。同年コーディネーター分科会が発足して、月曜日から金曜日まで毎日2人のボランティアが当番として相談に応じることとなった。

昭和52年(1977)度には、平塚ボランティア連絡会が結成され、「ボランティア及びそのグループ間の相互連絡、調整を図り、また地域におけるボランティア活動を円滑に推進するため、組織的に市民へボランティアの啓発広報を行う。」とされ、事業内容は、次のとおりである。

- ① 福祉思想の啓もう及び広報
- ② ボランティア活動に関する啓もう及び広報
- ③ ボランティア活動を行う希望及びグループの登録、あつ旋
- ④ ボランティア及びグループの研修
- ⑤ 各ボランティア・グループ及び地域ボランティアの連絡調整

⑥ その他、上記の目的を達成するために必要な事業

昭和53年(1978)4月1日に「平塚ボランティア連絡会規約」が施行された。同年度には地区ボランティア・リーダーの発足など、拠点の整備とともにボランティアグループ数、登録人数も年々増加した。昭和56年(1981)の国際障害者年の取組みも大きな契機となった。

また、同年に社会福祉基金事業が開始され、善意銀行への寄附が減少したためボランティア関係財源は社会福祉基金事業に移行した。

昭和63年(1988)5月25日、「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会善意銀行設置規程」が「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会ボランティアセンター(善意銀行)設置規程」に変更され、ボランティアセンター機能が確立された。

#### ボランティアグループ数と登録人数

昭和53年(1978)度	16グループ	344人
昭和58年(1983)度	33グループ	845人
昭和63年(1988)度	89グループ	2,447人
平成5年(1993)度	83グループ	2,706人
平成10年(1998)度	87グループ	3,715人
平成15年(2003)度	96グループ	3,769人
平成17年(2005)度	96グループ	3,613人





## 第9節 社会福祉協議会と民生委員児童委員活動

### 1 平塚市民生委員児童委員連絡協議会活動

昭和54年(1979)度の事業計画を見ると、「社会情勢の大きな動きの中で地域の福祉ニーズも多様化しつつあり、民生委員児童委員によせられる期待もきわめて大きなものがある。民生委員児童委員は“信頼される民生委員児童委員、行動する民協”を目指して常に人格識見の向上と知識の習得に努めるとともに地域福祉の推進を図るためこれまでの活動経験を基盤とし時代に即応した福祉活動を展開する。」と計画された。

重点目標は次のとおりである。

- ①地域における民生委員活動の強化
- ②ボランティアの育成
- ③研修の充実

婦人部会の事業計画も、「全国的に取り組みられてきた“丈夫な子どもを育てる母親運動”の経験と婦人民生委員児童委員の特性を発揮、地域の実情に即した婦人民生委員児童委員活動の強化と、地域福祉の推進を図るために次の事業を実施する。」とした。具体的項目は、次のとおりであり、社会福祉協議会と大きくかかわりを持ち、事業が展開されていた。

- ① 母子保健についての研修の実施  
市保健衛生課並びに保健所と母子保健について研修を行う。

- ② 子どもを事故から守る運動の実践  
各地区民協の協力のもとに子どもの遊び場、危険個所の点検及び点検結果による改善方法の工夫を図る。
- ③ ケース研究会の開催  
心配ごと相談所の取扱いケース並びに地区活動の中から実践ケースを取上げ研究を行う。
- ④ 母子家庭の福祉活動の推進  
話し合いをとおして母子家庭の実態を把握するため、レクリエーションをまじえた母子家庭のつどいを開催する。
- ⑤ ひとり暮らし老人、寝たきり老人の福祉増進に努める。
- ⑥ 先進地の婦人部会との交流を行い、今後の活動の活発化を図る。
- ⑦ 平塚市社会福祉大会に協力する。
- ⑧ 県主催の婦人民生委員児童委員研修会に協力する。
- ⑨ 共同募金(街頭募金)に協力する。

また、昭和53年(1978)12月に『平塚市民生委員児童委員実態調査』が実施され、234名中233名の回答が得られた。

問21 民生児童委員の活動と社会福祉協議会の活動についてあなたの気持ちに近いと思われるもの1つを選んでください。	男	女	計
1 社協活動と民生児童委員活動は表裏一体の関係にあるので、より以上に連携を強化していくべきだ	93	93	186
2 社協活動と民生児童委員活動は別のものであるから、今後はそれぞれで活動を強化していくべきだ	15	11	26
3 わからない	1	7	8
4 記入なし	8	5	13

問26 民生児童委員活動について、次の点はどう思いますか。	男	女	計
1 民生児童委員の活動は生活保護者(低所得世帯)の相談やお世話に重点をおき、他の業務はむしろ整理した方がよい。	6	8	14
2 最近、老人、障害者、児童、母子世帯等の問題が多くなっているが、これからはこれらの活動に重点をおき、生活困窮者の問題は行政にまかせた方がよい	32	33	65
3 どれを重点ということではなく幅広く活動すべきである	69	71	140
4 記入なし	10	4	14

問21において、1の「より以上に連携を強化していくべきである」という回答が186件約80%で大多数であった。問26において、3の「幅広く活動すべきである」という回答が140件約

60%であった。

以上の2点だけでも、民生委員児童委員の理解と協力で社会福祉協議会事業が進められてきたことがうかがわれる。

## 2 民生委員児童委員によるボランティア10万人育成運動事業

この事業は、昭和53年(1978)度に「すべての市民が“住んでいてよかった”と思えるまちづくりを目標に民生委員児童委員が力を出し合って地域住民のボランティア活動への参加を呼びかけ、身近なボランティアを1人でも多く開発するために運動を展開する。」という趣旨で、具体的には“民生委員1人につき1人以上のボランティアを発掘すること”を目標としていた。

また、事業のすすめ方として、

- 世帯票の整理、分析及び対象世帯の訪問活動を行い、福祉ニーズの的確な把握に努めるとともにボランティア活動の必要な領域の検討、整理を行う。
- ボランティア活動を希望する者と民生委員との話し合い(地区民協単位)を行う。

- ボランティアの受け入れ側(世帯)への橋渡しを行う。

- 地区民協単位でボランティアを対象とした福祉講座等を開催する。

として、昭和54年(1979)度には『民生委員児童委員によるボランティア10万人参加運動事業』と名称を改め、“地域の小さな活動の輪を次々とひろげて身近なボランティアを1人でも多く開発するため運動を展開する。”という、さらに強化した方針が打出され、19地区民協452人のボランティアが登録された。

この成果は、平塚市社会福祉協議会のボランティアセンター(善意銀行)の活動に大きな影響を与えた。



## 第10節 ボランティア事業からふれあいのまちづくり事業へ

### 1 ボランティア事業

ボランティアとは、「ボランティア」と「ユートピア」の二つの言葉を合成してできた造語で、ボランティア活動により誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを現した言葉であり、昭和60年(1985)度から国が「福祉ボランティアのまちづくり事業」通称「ボランティア事業」を開始した。平塚市社会福祉協議会では、平成元年に国から2年間の指定を受け開始した。この事業の目的は、ボランティア活動に必要な人と物の整備を図り、地域社会におけるボランティア活動が長続きし、自主的に繰り広げられるようにすることであっ

た。具体的には、

- ① ボランティア養成研修事業
- ② ボランティア登録斡旋事業
- ③ ボランティア組織化事業
- ④ ボランティア活動基盤事業
- ⑤ 市民啓発推進事業

で、これまでの実績のうえにさらに整備をすすめ、ボランティアを支える基盤をつくることを内容とした。1年間の補助金額は、国、県、市が240万円ずつ計720万円であった。

### 2 生活支援地域福祉活動事業

平成2年(1990)10月1日に市からの委託事業で、「生活支援地域福祉活動事業」が開始された。この事業は「生活上の問題の解決を支援し、その世帯の生活安定、維持向上を図り、地域福祉活動を一層推進すること」を目的とし、毎日(月～金)の相談体制を整え、生活困難ケースについて「生活支援対象世帯処遇検討委員会」で問題解

決のためにケース検討を行う取組みであった。

平成3年(1991)3月11日には、夕陽ヶ丘保育園の旧管理人棟を改修し、「介助が困難な在宅虚弱老人等を日中預かり、在宅生活の維持向上を図る」目的で「ミニデイホーム事業」も市からの委託事業で開始した。

### 3 ふれあいのまちづくり事業

平成3年(1991)10月からは「地域においてさまざまな人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図ること」を目的にふれあいのまちづくり事業が始まった。

事業内容としては、

- ① 相談援助事業 心配ごと相談、生活支援相談、専門相談(法律、金融、住宅不動産、保健

医療)

- ② モデル事業 夕陽ヶ丘デイホーム事業
- ③ 生活支援地域福祉事業
- ④ 福祉施設地域福祉活動啓発事業(伸生会)

以上の事業が5年間指定され、最終年の平成7年(1995)度に1年間の延長指定が決まり平成8年(1996)度で終了した。





## 第11節 在宅福祉活動の広がり

### 1 在宅福祉サービスセンターホームヘルプサービス事業

平成元年(1989)4月から平塚市福祉会館内において、在宅福祉サービスセンターを設置し、ホームヘルプサービス事業を開始した。

開始するにあたっては、昭和62年(1987)度から2年間にわたり、間近に迫った21世紀をみつめ、これからの在宅福祉サービスのあり方について、「在宅福祉サービス実施検討委員会」を開催し検討した結果、今後ますます増大が予想される在宅福祉に係る要望に対処するため、市からの委託事業と市社協の自主事業を組み合わせ、新規事業を創設した。

事業の方式は、

#### (1)委託契約

国(市)の家庭奉仕員派遣事業運営要綱で定められた、生活保護世帯や低所得世帯などが利用しようとするときは、市福祉事務所に申込み、市福祉事務所は調査し、市の家庭奉仕員派遣か市社協の登録ホームヘルパー派遣かを決定し、市社協の登録ホームヘルパー派遣となった場合は、市社協に対し、利用料負担額やサービス内容等を決定し実施委託契約が行われるという方式

であった。

#### (2)自由契約【平成3年(1991)度より自主契約に名称変更】

国(市)の家庭奉仕員派遣事業運営要綱で定められた対象者以外の市民で、日常生活に介護が必要な方や委託契約対象者でも、規定された時間(週延べ18時間)を超えて利用したい場合は、直接市社協の在宅福祉サービスセンターに申込み方式であった。

在宅福祉サービスセンターのホームヘルパーは、登録制で9時から17時まで時給650円、17時から20時まででは時給810円とした。また、ガイドヘルパーの派遣も行った。

平成元年(1989)度は、利用者153名で、委託ホーム10,982時間、ガイド1,643時間、自由ホーム4,628時間で、登録ヘルパーは、149名であった。

平成2年(1990)度は、利用者207名で、委託ホーム22,846時間、ガイド1,406時間、自由ホーム6,905時間で、登録ヘルパーは、159名であった。

### 2 平塚市在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム

平成3年(1991)平塚市立野町31番20号に平塚栗原ホームができた。この土地に住んでいた栗原テツさんの遺言で、福祉のために土地を活用して欲しいということから、平塚市に土地が寄附され建設された。

平成元年(1989)度から実施したホームヘルプサービス事業は、平塚市福祉会館から平塚栗原ホームに移転し、新たなデイサービス事業とともに、夕陽ヶ丘デイホーム事業も受け持つことと



なった。

また、施設機能を活用して、介護者教室の開催や屋上ではゲートボールもでき、近隣住民にも開放された。

平成4年(1992)度には、給食サービス及び入浴サービスも開始した。



### 3 夕陽ヶ丘デイホーム

平成3年(1991)3月11日に市立夕陽ヶ丘保育園の管理棟を改修し、地域のボランティアに支えられ、家庭的な雰囲気「ミニデイホーム」が「介助の困難な在宅虚弱老人等を日中預かり、

在宅生活の維持向上等を図る」目的で平塚市からの委託により開始した。

この事業は、平成12年(2000)度をもって役割を終了した。

### 4 袖ヶ浜デイサービスセンター

平成8年(1996)、図書館、体育館、温水プール、南部福祉会館、袖ヶ浜デイサービスセンターの複合館なぎさふれあいセンターが完成し、建物全体の管理と南部福祉会館、袖ヶ浜デイサービスセンターの運営を平塚市より受託した。

袖ヶ浜デイサービスセンターは、デイサービス事業、給食サービス、入浴サービスを実施し、平塚栗原ホームから、デイホーム事業(夕陽ヶ丘デイホーム)を引継いだ。

平成11年(1999)度を最後に、袖ヶ浜デイサービスセンターから撤退し、社会福祉法人恩賜財団神奈川県済生会に引継いだ。平成12年(2000)度からは、介護保険制度がスタートし、市社協は基幹型在宅介護支援センター事業や地域福祉権利擁護事業など介護保険制度等を補完

する事業へ取り組みをかえていった。

なお、デイホーム事業(夕陽ヶ丘デイホーム)は、再び平塚栗原ホームが担当することとなった。





## 第12節 その他の福祉活動

### 1 広報啓発事業の推進

#### (1)「福祉だより」の発行

福祉だよりは『社協ひらつか』というタイトルで、昭和50年(1975)9月に創刊された。第1号は、タブロイド判2ページで、第2号からは4ページとなり、年3回不定期に発行され、主に自治会組織を經由し各戸に配付されていた。

昭和57年(1982)7月の第24号から横書きの『社協ひらつか』というタイトルとなり、昭和60年(1985)7月の第32号からは『福祉だよりひらつか』となり、同年11月の第33号には、法人化10年の記念座談会の模様が掲載された。

平成8年(1996)7月の第65号からは、A4判8ページ、平成15年(2003)7月の第86号から、A4判4ページのフルカラーとなった。平成18年(2006年)3月号で第94号になり、84,000部を印刷し配付した。

なお、号外編として平成2年(1990)3月20日と平成3年(1991)3月20日にボランティア特集号を、平成6年(1994)7月20日には、社会福祉基金特集号を発行した。

第1号から第50号までは、縮刷版として保存している。



#### (2)平塚市社会福祉展の開催

社会福祉展は、第1回が昭和41年(1966)に始まった。昭和42年(1967)の第2回社会福祉展反省会の席上で、記録に残すことが決定され、その編集を市内民間施設の有志が受持つこととなり、施設部会長を編集委員長として会議が重ねられた。その記録冊子は、昭和42年(1967)から昭和48年(1973)までの間で6冊残されていた。

昭和42年(1967)の第2回目は、「こころを結ぶ福祉展」というテーマで、9月28日から10月2日までの5日間、梅屋デパート新館7階催し場で、平塚市と平塚市社会福祉協議会の共催で行われた。

内容は、次のとおりであった。

啓発パネル(社会福祉の現況紹介)の展示

市内福祉施設の見学会

心身障害者製作品の即売会

民生相談室の開設

献血思想の普及、血液型無料判定

共同募金

市内パレード

有名芸能人によるサイン会とチャリティー

セール 107人10,700円

(サイン会10/1(日)13:00~14:00

大映 姿 美千子、千波丈太郎)

事業経費 616,236円  
 入場者 5,482人  
 実行委員 30人  
 会場スタッフ 40人

昭和57年(1982)第17回からは、平塚市民プラザに会場を移して開催(10月1日～5日)し、10月3日(日)には、銀座通りの歩行者天国で第4回「こどもふれあい広場」が開催された。

事業経費 750,000円  
 入場者 4,011人(社会福祉展)  
 500人(こどもふれあい広場)

平塚市民プラザを会場として使用したのは、平成13年(2001)の第36回までで、その間、こどもふれあい広場は、歩行者天国の関係から、パールロードに場所を変えて行った。



### (3)社会福祉大会から『社会福祉を考えるつどい』へ

昭和49年(1974)平塚市主導で開始された社会福祉大会は、平成7年(1995)10月23日市民センター大ホールにおける第22回平塚市社会福祉大会開催を最後に、市社協主導に移行し、平成8年(1996)11月24日に『社会福祉を考えるつどい』と名称も新たに、中央公民館小ホールにおいて、表彰式典と講演会形式に模様替えされた。平成9年(1997)度以降は、中央公民館大ホールに会場を移して開催されている。



### (4)イベントの統合による『福祉まつり』へ

平成13年(2001)度に「イベント在り方検討会」を開催し、平成14年(2002)度より、福祉会館まつり(昭和53年(1978)市主催で開始、福祉会館にて3日間)、社会福祉展(市民プラザにて6日間)、社会福祉を考えるつどい(中央公民館大ホール)を統合し、名称を『福祉まつり』と改め、福祉会館、中央公民館の2会場にて3日間(社会福祉を考えるつどいは1日)の開催とした。



(5)『ともしび市民フェスティバル』から『福祉フェスティバル』へ

ともしび市民フェスティバルは、昭和63年(1988)に、市民一人ひとりに福祉の心が根つき「ともに生きる」福祉のまちづくりが広がるように、「第12回平塚市心身障害児者レクリエーション大会」「第10回母(父)と子のつどい」「ひとりぐらし老人いきいき



ふれあいのつどい」「ともしび福祉展」の4事業合同開催から始まった。平成14年(2002)からイベントの統合に併せ名称を、『ともしび市民フェスティバル』から『福祉フェスティバル』に改められた。場所も浅間緑地から総合公園多目的広場、平塚のはらっぱへと変遷している。



## 2 その他の福祉啓発事業

(1)サーブ'90ともしびふれあい広場INひらつか

(期日)平成2年(1990)7月29日(日)

(目的)サーブ'90イベントの1つのエリアとして、障害者、高齢者のマリンスポーツへの挑戦とともに、多くの人々と楽しみ交流を深め、障害者等への理解を促進すること。

(会場)海浜ボードウォーク、相模川河口

(参加者)延べ25,000人

(2)在住外国人フォーラム

(期日)平成9年(1997)3月3日(月)

(目的)平塚での共生社会への道を考える。

(会場)平塚市勤労会館

(参加者)104人



(3)かながわ高齢者文化祭(平塚市・(財)かながわともしび財団との共催)

(期日)平成9年(1997)10月3日(金)~5日(日)

(目的)高齢者の活力と豊かな経験や文化的なエネルギーを地域に広げ、高齢者社会活動への理解促進を図る。

(会場)福祉会館、中央公民館、勤労会館、浅間緑地

(参加者)延べ8,500人

(4)地域たすけあい研修会IN平塚((財)さわやか福祉財団との共催)

(期日)平成15年(2003)2月15日(土)

(目的)地域でのたすけあい活動を進めること。

(会場)中央公民館

(参加者)154人

(5)エコタウンかながわ2003(県・市協力事業)

(期日)平成15年(2003)9月13日(土)~14日(日)

(目的)暮らしの中での省資源・省エネルギーの実践方法とリサイクル、都市緑化、バリアフリー等の必要性の理解を県民に深めてもらう。

(会場)総合公園平塚のはらっぱ

(6)福祉ふれあい10日間(法人化30周年記念・  
日本自転車振興会助成事業)

(期日)平成16年(2004)11月11日(木)～  
20日(土)

(目的)「誰もが住みよいまちーやさしいまち  
づくりー」の創造に向け、普及啓発活  
動により、地域住民の福祉に対する理  
解と関心を高めるため

① バリアフリー映画のつどい(11月11日  
(木)～13日(土))

- ・「クイール」たくさんの愛に包まれた一匹の  
盲導犬の感動の物語を上映

(会場)シネプレックス平塚(200席会場を貸  
切)



② 福祉ふれあいの森(11月18日(木)～20  
日(土))

- ・ふれあいの森(おもちゃふれあいコーナー、  
体験、展示コーナー)
- ・自転車の森(おもしろ自転車、ふわふわ、トレ  
イン、車椅子体験、パラリンピック等競技用  
自転車展示)
- ・音楽の森(リトミック、ファミリーコンサート、  
白井貴子コンサート)

(会場)中央公民館、福社会館、江陽中学校校庭  
(参加者)延べ13,619人





# 第 3 章

## 地区社会福祉協議会の進展

第 1 節	地区社会福祉協議会の設立……………	51
1	地区社会福祉協議会の設立の経緯	
2	地区社会福祉協議会の基礎確立	
	(1)地区社会福祉協議会の結成と活動	
	(2)地区社会福祉協議会の主な事業	
3	モデル地区社会福祉協議会の指定	
4	地区社協あり方検討委員会の実施	
5	地区社会福祉協議会会長会議(地区社協部会)	
第 2 節	地区社会福祉協議会の現状と課題 ……	53
1	組 織	
2	活動拠点	
3	財 源	
4	活 動	





# 第1節 地区社会福祉協議会の設立

## 1 地区社会福祉協議会の設立の経緯

昭和32年(1957)に全社協より「市区町村社協当面の活動方針」が提示され、社協活動の方針を「福祉に欠ける状態の克服」においた。地域の福祉増進を強力に推進するため、地域住民との緊密な協力体制の整備を強調し、活動については、行事中心から福祉活動へ、また地区社協福祉活動の組織化についても提示された。

前後して厚生省は、保健福祉地区対策構想を打出し「社会保障は、国家と個人の協力すなわち公的サービスの提供と民間活動の両者が相まって初めて達成され得るものであり、従来から社会福祉公衆衛生に関する民間組織が役割を果たすために組織されてきた。しかし現状は未組織の地域もあり、その行う事業活動も狭義の社会福祉事業や害虫駆除事業等の比較的狭い分野に限定されがちであった。この際特に小地域社会の住民の保健及び福祉の向上を図るための、各種の小地域組織の育成及び活動促進」が要請された。この構想は昭和34年(1959)に「地区組織活動推進地区」設置事業(国庫補助事業)として全国で開始された。

全社協は、このような地区活動の動きや社会情勢、特に経済的な発展等により地域社会の構造も大きく変貌しつつあるとして、そのような社会情勢に対応するため社会活動の再編の必要から、昭和37年(1962)「住民主体の活動」を原則とする「社協基本要領」を制定した。

「社協基本要領」では、「社協は一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織」であり、「調査、集団討議、及び広報等の方法により、地域の福祉に欠ける状態を明らかにし、適切な福祉計画をたて、その必要に応じて、地域住民の協働促進、関係機関、団体・施設の連絡・調整、及び社会資源の育成などの組織活動を行うことを主たる機能」とし、「なお、必要ある場合は自らその計画を実施する」と結んでいる。

この社協基本要領は、「社協の憲法」と呼ばれ、その後の社協活動は「住民主体の原則」に基づいて実践されていくこととなる。

## 2 地区社会福祉協議会の基礎確立

### (1) 地区社会福祉協議会の結成と活動

厚生省や全社協の動きに呼応し、県社協も小地域活動推進に補助制度を導入するなど地区社協の育成につとめ、平塚市にも昭和39年(1964)4月1日に旭地区と土沢地区、11月に神田地区、12月に金目地区、昭和40年(1965)2月に花水地区、4月に城島地区と金田地区、7月に豊田地区、昭和41年(1966)2月に富士見地区、4月に港地区、5月に岡崎地区、昭和42年4月

に松原地区と次々に地区社協が誕生し、昭和44年(1969)4月に崇善地区、5月に大野(真土)地区が設立され市内全域となった。その後連合自治会の分離などに併せ、地区社協も分離し現在の23地区となった。

### (2) 地区社会福祉協議会の主な事業

昭和45年(1970)に富士見地区社協が、県社協から推進地区の指定を受け、3年間強力な指導と、育成助成金が給付され、現在の富士見地区社

協活動の基礎が確立された。その活動は、県内でも優秀なモデル地区として評価を受けた。

また、昭和54年(1979)には、全社協主催で平塚市において都道府県・指定都市社協中堅職員研修会が11月20日から22日までの3日間開催された。その中で昭和53年(1978)度から55

年(1980)度の3年間「地域福祉活動モデル地区推進事業」の指定を受けている富士見地区社協が活動状況の発表を行った。さらに、松が丘地区ボランティアビューローも活動事例の紹介を行った。

### 3 モデル地区社会福祉協議会の指定

昭和59年(1984)度に始まった地域福祉推進事業は、県域福祉圏、市域福祉圏、基礎的福祉圏の3層圏域の取組みにより、「福祉のまちづくり」を進めるもので、基礎的福祉圏すなわち毎年2地区社協を59年、60年、61年の3年間モデル指定し、基盤整備を図るための助成金(1年目50万円、2年目30万円、3年目20万円の3年間100万

円)が6地区に給付された。3年間の県社協補助事業が終了した後も、平塚市社協は社会福祉基金を財源として全ての地区社協をモデル指定し、基盤整備の事業は平成8年(1996)度に完了した。地区社協の基盤整備にとって大きな進展が図られた。

### 4 地区社協あり方検討委員会の実施

昭和63年(1988)12月から平成3年(1991)3月まで、12回の検討を行い「地区社協の望ましい方向」を①活動事業への取組み ②活動財源の確保 ③組織の充実強化 ④活動

拠点の確保・事務局体制の確立の4項目について『地区社会福祉協議会の組織と事業』としてまとめた。

### 5 地区社会福祉協議会会長会議(地区社協部会)

地区社協部会は、昭和50年(1975)4月15日平塚市社協の法人発足と同時に部会規程に基づいて始まった。年3回程度の会長会議を行い、内1回は宿泊にて研修会議を実施していた。なお宿泊の研修会議は、平成11年(1999)に廃止した。

平成7年(1995)度には地区社協部会会則を制定し、より自主的な取組みとなり、地区社協会長会議の都度、その社会情勢にあわせた研修が行われるようになった。



## 第2節 地区社会福祉協議会の現状と課題

### 1 組織

地区社協は、現在23地区あり規模は多少異なるが、おおよそ中学校区が単位で、平均すると世帯数4,000世帯、人口11,000人程度の規模となっている。

組織は、地区内の自治会、民生委員児童委員、青少年指導員、老人クラブ、体育振興会、PTAなどの各種団体の代表により構成されている。ただし、自治会から協力員を選出して構成している地区もある。

会議は、総会を行うところがほとんどであるが、執行機関として理事会を組織しているところが多い。役員会、委員会を執行機関としているところもある。

また、部会を設置し役割分担をしているところも多く、その区分けは、企画、広報、ボランティア育成、奉仕、会計というような実務的分担と、少数であるが高齢、障害、児童というような対象別の分担をしている地区もある。

### 2 活動拠点

事業を運営していくうえで重要な活動の拠点は、地区公民館がほとんどである。公民館も地区の福祉を推進する地区社協に協力的であるが、事務所的な占有スペースを確保することはむず

かしいため、事務局は会長宅となるケースが多い。資料等を会長は自宅に保管せざるを得ない状況となっており、この点は課題といえる。

### 3 財源

地区社協の財源は、平塚市社協からの補助金、賛助会費還元金が大きな割合を占める。その他、日本赤十字社社資増強運動還元金、社会を明るくする運動実施補助金、寄附金、バザー収益金な

どとなり、1地区社協の財源規模は、世帯数の多少で差はあるものの、平均130万円程度となる。(次頁 補助金交付額一覧表及び別表7参照)

### 4 活動

主な活動は、ひとり暮らし高齢者の会食事業、寝たきり高齢者等への慰問、敬老会、子育て支援活動、三世代交流事業、社会を明るくする運動、福祉まつり(ふれあい広場やつどい事業)、ボランティア育成、相談支援活動、募金活動、広報活動等で、このほかにも自治会、老人クラブ、公民館、学校など地域の団体や組織と協力し合ってさま

ざまな活動をしている。

課題としては、核家族化や少子化、高齢者や非婚者の単独世帯等の家族規模縮小の進行、人間関係の希薄化など地域社会そのものが著しく変容してきており、地域の福祉ニーズにどのように対応するかが課題である。

平成17年度 地区社会福祉協議会 福祉事業活動費補助金交付額一覧表

地区名	地区社協活動 促進事業費補助金	共同募金協力者 活動費補助金	平成17年度補助金額 合 計
富士見	602,300円	103,700円	706,000円
崇善	588,000円	75,000円	663,000円
松原	457,300円	51,700円	509,000円
港	672,300円	100,700円	773,000円
花水	751,000円	101,000円	852,000円
なでしこ	616,300円	59,700円	676,000円
八幡	540,300円	54,700円	595,000円
真土	385,000円	50,000円	435,000円
四之宮	657,300円	77,700円	735,000円
中原	682,300円	101,700円	784,000円
南原	404,000円	33,000円	437,000円
松が丘	413,000円	46,000円	459,000円
豊田	337,000円	33,000円	370,000円
田村	505,300円	83,700円	589,000円
大神	366,300円	43,700円	410,000円
横内	449,000円	54,000円	503,000円
城島	400,300円	38,700円	439,000円
岡崎	525,000円	57,000円	582,000円
金田	433,300円	77,700円	511,000円
土沢	337,300円	34,700円	372,000円
旭南	760,000円	119,000円	879,000円
旭北	818,000円	123,000円	941,000円
金目	553,300円	108,700円	662,000円
合 計	12,253,900円	1,628,100円	13,882,000円



## 第 4 章

# 社会福祉基礎構造改革と地域福祉の推進

- 第 1 節 社会福祉基礎構造改革…………… 57
  - 1 改革の理念
  - 2 改革の方向
  - 3 社会福祉協議会の位置づけ
- 第 2 節 個人の自立を基本とし、個人の選択を尊重した制度の確立 …… 58
  - 1 介護保険事業
    - (1)介護保険制度の創設
    - (2)介護保険事業への対応
    - (3)今後の課題
- 第 3 節 平塚市社会福祉協議会に期待される役割 …… 59
  - 1 地域福祉権利擁護事業
    - (1)事業の目的
    - (2)事業の内容と今後の課題
  - 2 基幹型在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ
    - (1)基幹型在宅介護支援センター
    - (2)地域包括支援センター
  - 3 子育て支援事業
    - (1)子育て支援センター事業
    - (2)ファミリー・サポート・センター事業
    - (3)子育て支援育成事業
- 第 4 節 平塚市地域福祉計画と地域福祉活動計画の取組み …… 61
  - 1 平塚市地域福祉計画
    - (1)地域福祉計画の基本目標
  - 2 平塚市地域福祉計画との連携
  - 3 平塚市地域福祉推進計画
    - (1)平塚市地域福祉推進計画(第1次計画)
    - (2)第2次平塚市地域福祉推進計画
    - (3)改定第2次平塚市地域福祉推進計画
  - 4 平塚市地域福祉活動計画





# 第1節 社会福祉基礎構造改革

平成12年(2000)5月29日「社会福祉増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立、6月7日に施行された。

この法律改正は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など21世紀を見据えた社会福祉の共通基盤を再構築し、今後

増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するための基礎構造改革であった。

改正等の対象となる法律は、社会福祉事業法(名称を「社会福祉法」と改められた。)身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、生活保護法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正が行われ、公益質屋法は廃止された。

## 1 改革の理念

個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう、支えるという社会福祉の理念に基づいて改革を推進する。

- ① 個人の選択を尊重した制度の確立
- ② 質の高い福祉サービスの拡充
- ③ 個人の自立した生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

## 2 改革の方向

○ 福祉サービスの利用制度化



○ 利用者保護制度の創設

- ① 地域福祉権利擁護制度の創設
- ② 苦情解決のための仕組みづくり

○ サービスの質の向上

- ① 良質なサービスを支える人材の育成
- ② 第三者によるサービスの質の評価導入

○ 地域福祉の推進

- ① 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定
- ② 社会福祉協議会、民生委員児童委員、共同募金の活性化

などの具体的な内容が示されている。この社会福祉基礎構造改革が推進される状況にあって、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会も新たな福祉の時代の中で大きな変革を求められてきた。

## 3 社会福祉協議会の位置づけ

市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進役」として位置づけられるとともに「改革の理念、目的、事業内容などについて見直し」を行うこととし、具体的には市町村社会福祉協議会の組織構成・性格を「地域住民や社会福祉事業または更生保護事業を経営する者、ボランティア団体、市民活動団

体などにより構成される地域の公益的・自立的組織」として位置づけ、事業内容では、「情報提供、総合相談、権利擁護などの適切なサービス利用を支援するための新たな事業」等、住民の視点に立った総合的な生活支援事業を実施することとなった。



## 第2節 個人の自立を基本とし、個人の選択を尊重した制度の確立

### 1 介護保険事業

少子高齢化の急速な進展、国民生活ニーズの多様化・高度化、経済の低迷等の社会経済情勢の変化の中、国民生活の安定を支えるインフラとしての社会保障制度全般に係る見直しが社会福祉基礎構造改革と併行して実施された。

この社会保障構造改革の目的の第一は、福祉、医療、年金の各制度のバランスのとれた制度の再編成。第二は個人の自立を支援する利用者本位の仕組みが重視され、個人が良質なサービスを適切に選択できるようにし、障害や要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができること。さらには、福祉分野に民間活力の導入や給付と負担の公平・公正を図っていくこと等を重視し、改革が推進された。

#### (1) 介護保険制度の創設

急速な高齢化の進展により、寝たきりや認知症の高齢者が急増、また、家族の介護機能の低下などから、高齢者の介護問題は老後の最大不安要因となっている。そのため、社会保障構造改革の第一弾として介護保険法が整備され、平成12年(2000)4月に施行された。

介護保険制度は、国民の共同・連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、社会全体で介護を支える新たな仕組みづくりとして、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できる制度として創設された。

#### (2) 介護保険事業への対応

市社協は、この制度化以前から平塚市の老人保健福祉計画に基づき、平成3年(1991)に平塚栗原ホームを、平成8年(1996)には袖ヶ浜デイサービスセンターを開設し、ホームヘルプサービス、デイサービス、施設入浴サービス、給食サー

ビスなどを市の受託事業として行い、在宅サービスの中核的な役割を担ってきた。介護保険制度導入等の新たな福祉制度の具体化が進められる中で、市社協が積み重ねてきた組織的機能をもって、介護保険事業に参入することとなった。

#### ① 居宅介護支援事業

#### ② 訪問介護事業(ホームヘルプ事業)

制度化以前は市からの受託事業として市域の約7割のシェアを占めていた。

#### ③ 通所介護事業(デイサービス事業)

平成11年(1999)度を最後に、袖ヶ浜デイサービスセンターから撤退し、平塚栗原ホームに集約して事業化を図った。

#### (3) 今後の課題

平成18年(2006)4月より改正介護保険制度が施行され、新予防給付や地域支援事業が組み込まれ、大きな転換期を迎える。安定した地域資源が確保されている現状において「社協らしさ」をもって、今まで以上に地域の福祉力を高めるための事業展開が課題となっている。





## 第3節 平塚市社会社会福祉協議会に期待される役割

### 1 地域福祉権利擁護事業

本格的な福祉サービスの利用契約制度が導入された現在、社会福祉基礎構造改革の基本理念に基づき福祉サービス利用者の権利擁護の仕組みが構築された。

社会福祉法において、利用者の権利を保護しサービスの選択を支援するため、サービス提供事業者に対する苦情解決の責務の明確化及び運営適正化委員会の設置と、市社協が役割を担う地域福祉権利擁護事業が規定された。

#### (1)事業の目的

福祉サービスの利用が「措置」から、利用者と事業者との「契約」による制度への転換に伴い、判断能力が十分でない高齢者や障害者のために福祉サービスの利用手続きや、日常生活の

金銭管理等を市社協が支援することにより、地域で安定した生活が送れることを目的に平成12年(2000)4月から実施している。

#### (2)事業の内容と今後の課題

本事業の内容は①福祉サービス利用援助 ②日常的な金銭管理 ③書類等の預かりの3つを基本的な援助サービスとして実施している。

本事業の意義や重要性が地域住民に理解され、今後ますます利用者が増加する中で、利用者の日常生活上の問題も顕在化し、この3つの援助サービスでは十分な対応が困難な現状にある。さらに本事業が適切に図られるよう、援助内容の拡充を視野に、信頼される福祉制度として定着させていく必要がある。

サービスの契約状況【平成18年(2006)3月31日現在】

	福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理	書類等預かり	契約件数
高齢者	45	8	47(6)
身体障害者	6	3	8(1)
知的障害者	7	4	10(1)
精神障害者	5	4	8(1)
合計	63	19	73(9)

\* ( )は、福祉サービス利用援助及び日常的な金銭管理サービスを利用している者のうち、書類等預かりサービスも併せて利用しているものを示す。

### 2 基幹型在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ

#### (1)基幹型在宅介護支援センター

平成12年(2000)4月介護保険制度の施行時に基幹型在宅介護支援センター事業が創設され、市からの受託事業として市社協が実施してきた。

在宅の高齢者等やその介護者に対し、介護保険制度のサービス利用支援と自宅介護に関する総合的な相談に対応し、ニーズに応じた各種の保健

福祉サービスが包括的に受けられるように、関係機関及びサービス実施機関等と連絡調整し、地域の高齢者やその家族の福祉の向上に努めてきた。

#### {事業の内容}

- ① 地域型在宅介護支援センターとの連携
- ② 地域ケア会議による小地域のネットワーク化

- ③ 介護者教室、住宅改修・福祉機器相談事業、家族介護者交流事業等を実施
- ④ ひらつか地域介護システム会議(介護保険サービス事業者の連携システム)の運営により、事業者間情報の共有化や利用者に対する情報提供体制を確立

## (2)地域包括支援センター

平成18年(2006)4月の施行に向け、介護保

険制度改革が検討されている中で「総合的な介護予防システムの確立」や「ケアマネジメントの体系的な見直し」を踏まえ、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」が設置される。在宅介護支援センター事業が地域包括支援センター事業に移行されることとなる。

## 3 子育て支援事業

急速に進む核家族化、少子化等の環境の変化により、子育てに関する諸問題が顕在化し、行政や地域資源の連携により「地域の子どもたち」が安心して健やかに成長することができる環境の整備が求められてきた。

国においては、児童福祉法の一部改正がされ、児童委員の職務の明確化、また児童委員活動の一層の推進を図るため、主任児童委員が制度化された。

公的支援事業としては、「子育て支援センター事業」や「仕事と家庭両立支援特別援助事業」(ファミリー・サポート・センター)等の施策が講じられた。

一方、市民による子育て支援の取組みが各地域で展開され、着実に地域の中に浸透してきた。

このような状況の中で、市社協は改定第二次地域福祉推進計画に『子育て支援に関する新たな福祉サービスの開発』を位置づけ取り組むべき課題とした。

高齢化と少子化は表裏の関係にあり、共に地域社会が抱える大きな問題となっている。これまで市社協は高齢者福祉を優先し、行政と一体的に施策の拡充を図ってきたが、子育ての社会化が進む中、子育てに関する問題や地域ニーズを改めて認識し、地域福祉の担い手として、子育てに関する事業に積極的に参入することとした。

### (1)子育て支援センター事業

平成15年(2003)4月市からの受託事業とし

て、子育てに関する育児不安等についての相談対応、子育て家庭への育児情報の提供、子育てサロンの運営及び子育てサークル等への支援、並びに地域の保育ニーズに応じて地域の子育て支援関連機関との連携により、地域の子育て家庭への支援を円滑効果的に行っている。

### (2)ファミリー・サポート・センター事業

平成15年(2003)7月市からの受託事業として、地域において育児の支援を受けたい人と育児の支援を行いたい人を会員組織とした。

また、育児に関する相互援助活動の支援を図り、子育てと仕事の両立をはじめとする、多様化・複雑化する保育要望にきめ細かく対応するとともに、安心とゆとりをもって子育てができる地域環境づくりに資することを目的に事業実施している。



### (3)子育て支援育成事業

平成14年(2002)10月から市社協の自主事業として、平塚市内において子育て支援事業を行っている市民活動団体に対し、その事業費の一部を助成し、地域子育てネットワークの構築に向け支援している。



## 第4節 平塚市地域福祉計画と地域福祉活動計画の取組み

### 1 平塚市地域福祉計画

平成12年(2000)5月に制定された社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、市町村地域福祉計画の策定が明文化された。平塚市では平成16年(2004)3月に新平塚市総合計画・改訂基本計画を上位計画とした個別計画として、本市における地域福祉推進の基本的指針となる「平塚市地域福祉計画」が策定された。

#### (1) 地域福祉計画の基本目標

##### ① 地域住民による支えあいの仕組みづくり

地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、地域の関係団体や行政と協働して、個人の尊厳を重視しながら地域住民が支えあう仕組みづくりを進める。

##### ② 地域福祉の共通基盤づくり

地域住民やボランティアなど市民参加による活動と公的なサービスが効果的に連携していく地域福祉の共通基盤づくりに取組む。



### 2 平塚市地域福祉計画との連携

社会福祉法において、市町村社会福祉協議会は「地域福祉推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、地域福祉を推進する民間団体の中核として役割が明文化された。

地域福祉計画は、地域住民や平塚市社会福祉協議会をはじめ地域の市民団体が行政と共に、地域ニーズや生活課題等の把握、調査、分析を行い、取組みの方向について、合意形成により策定された。このうち、地域住民や民間の役割とされた部分を社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に位置づけていく。

地域福祉を推進するさまざまな団体で構成された平塚市社会福祉協議会は、地域住民による「地域福祉活動計画」づくりを果たしていく。



### 3 平塚市地域福祉推進計画

平塚市社会福祉協議会は、平塚市の社会福祉事業における住民活動の強化を図るための組織として、昭和28年(1953)の結成以来一貫して住民参加を進めながら、地域の福祉向上のための各種事業の展開を行い、地域で支え助け合う「福祉のまちづくり」を実践してきた。

この間、急速な高齢化・核家族化等の進行により、福祉ニーズの増大とその多様化が顕著となり、市民生活に重大な影響を及ぼし、社会福祉も大きな転換期を迎えた。

こうした状況を踏まえ、市社協は21世紀を展望して、地域福祉を積極的に推進する長期計画「平塚市地域福祉推進計画」を策定した。

#### (1)平塚市地域福祉推進計画(第1次計画)

昭和62年(1987)から平成14年(2002)まで15年間の計画とし、社会経済変動等による見直しを前提に目標を達成することとした。

#### {基本目標}

- 1 市民統合と相互扶助の地域社会の形成

- 2 在宅福祉サービスの充実
- 3 市民参加の組織形成
- 4 活動財源の確保
- 5 事務局と活動拠点の整備
- 6 地区社協の拡充

#### (2)第2次平塚市地域福祉推進計画

平成8年(1996)から平成11年(1999)までの4年間の中期計画とし、活動目標と具体策、組織の見直しを図った。

#### (3)改定第2次平塚市地域福祉推進計画

平成13年(2001)から平成15年(2003)まで3年間の計画とし、社会福祉基礎構造改革による社会状況の変化及び福祉の枠組み、諸施策が大きな転換期となったことから、状況に対する新たな市社協の組織・事業運営を確立していくために、現状の各課題等を整理し、第1次計画及び第2次計画の理念に基づき第2次計画の改訂版として策定し、次なる新計画に継承していく。

### 4 平塚市地域福祉活動計画

地域福祉の推進に向け、これまでも住民を主体とする住民参加型の地域づくりを目指してきたが、組織体制や事業活動を検証し、今後取り組むべき課題を明確に、新たな活動の指針を整理した計画の策定が必要となっている。

平塚市地域福祉計画はもとより、他の行政計

画等との整合性を図りながら、地域住民の参加による計画づくりのプロセスを重視した新たなる計画の策定に向け取り組んでいる。

地域福祉推進計画は、市社協の発展計画として位置づけられており、地域福祉活動計画を織り込んだ計画として整理していく。





# 第 5 章

## 施設管理事業

受託事業から指定管理者制度へ……………	65
第 1 節 平塚市福社会館 ……………	66
1 施設の概要	
2 利用状況	
第 2 節 平塚市東部福社会館 白寿荘 ……………	68
1 施設の概要	
2 利用状況	
第 3 節 平塚市南部福社会館(なぎさふれあいセンター) ……	69
1 施設の概要	
2 利用状況	
第 4 節 平塚市七国荘……………	70
1 施設の概要	
2 利用状況	
第 5 節 平塚市在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム ……	71
1 施設の概要	
2 利用状況	



## 受託事業から指定管理者制度へ

平成15年（2003）6月に地方自治法が一部改正され、公の施設の管理制度が改められた。これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に限って認められていた管理委託の対象が、広く民間法人や民間団体にも認められることとなる。これまで設置者である地方公共団体と受託者となる公共的団体との間で、管理委託契約を締結して管理を委託する方式にかわって、地方公共団体が管理を委ねる法人を指定して公の施設の管理権を委ねる指定管理者制度が導入された。

制度の導入目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的としている。

平塚市福祉会館3館（福祉会館、東部福祉会館、南部福祉会館）、七国荘及び栗原ホームの指定管理者については、平成17年（2005）6月に関係条例の改正が行われ、公募の後、9月の平塚市指定管理者選定等委員会におけるプロポーザルとヒアリングによる審査が行われ、各館それぞれ平塚市社会福祉協議会が指定管理者の候補者として選定され、12月の定例市議会において、平成18年（2006）4月1日から平成23年（2011）3月31日までの5年間、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会を指定する議決がされた。

今後はさらに利用者ニーズの把握に努め、平塚市社会福祉協議会が培ってきたノウハウを駆使しつつ、利用満足度の向上を図っていくことが不可欠と思われる。



# 第1節 平塚市福祉会館

福祉会館は、高齢者及び障害者に対して健康の増進・教養の向上・レクリエーションのための総合福祉施設として、また福祉ボランティア活動の拠点として、さらに社会福祉に関する啓発、社会福祉活動の場として、多くの市民に利用されている。

る。

南側に隣接する福祉事業センターは、1階が支援費制度の児童デイサービス事業と療育相談事業、2階が心身障害者地域作業所として平塚市の福祉の向上のために活用されている。

## 1 施設の概要

### (1)所在地

平塚市追分1番43号

### (2)建物概要

#### ア 福祉会館

(ア) 開所時期 昭和50年(1975)4月1日  
(イ) 構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

(ウ) 敷地面積 4,891.88㎡

(エ) 延床面積 2,824.66㎡

#### イ 福祉事業センター

(ア) 開所時期 昭和58年(1983)4月1日  
(イ) 構造 鉄筋コンクリート造2階建

(ウ) 延床面積 683.73㎡



## 2 利用状況(17年度実績)

### (1)老人福祉センター

老人福祉センターは、市内在住の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総

合的に提供し、高齢者に健康で明るい生活を送ってもらうことを目的として開設している。

なお、毎月第2・第4日曜日には、障害者団体を対象に日曜開館を実施している。

(単位 人)

団体利用	個人利用	日曜開館利用	教養室等利用	計
8,049	38,322	398	25,243	72,012

## (2)会議室等の利用

高齢者・障害者・福祉団体を対象に趣味・教養の向上のためのサークル活動や会議の場として会議室等を提供している。

(単位 人)

第1会議室	第2会議室	第3会議室	料理講習室	点訳奉仕室	図書室	録音奉仕室
8,369	12,494	8,061	1,574	1,041	303	374
ボランティア活動室	身障 いこい室	身障知的 障害判定室	奉仕活動室	集会室	計	
608	2,142	358	2,868	2,486	40,678	

## (3)各種相談室の利用

市民の福祉向上を図るため家庭児童相談、母子相談、生活支援相談、ボランティア相談など、各種相談の場を提供している。

(単位 人)

家庭児童相談	母子相談	生活支援相談	ボランティア相談	計
7,348	1,535	129	1,148	10,160





## 第2節 平塚市東部福祉会館 白寿荘

環境事業センターに隣接する東部福祉会館は、市制50周年記念事業の一つとしてお年寄りの生きがい、ボランティア活動等の福祉拠点として建設された施設である。ごみ焼却処理場の余熱を

利用して浴室を配備し、お年寄りの皆さんが健康で明るく楽しんでいただき、そして長寿であるよう白寿荘と命名された。

### 1 施設の概要

#### (1)所在地

平塚市大神2,885番地の3

#### (2)建物概要

- ア 開所時期 昭和57年(1982)5月15日
- イ 構造 鉄筋コンクリート造2階建  
(一部3階)
- ウ 敷地面積 1,000.06㎡
- エ 延床面積 1,169.14㎡

### 2 利用状況(17年度実績)

(単位 人)

団体利用	個人利用	教養娯楽室等	計
5,534	14,643	2,360	22,537



(白寿荘)



(なぎさふれあいセンター)



## 第3節 平塚市南部福社会館(なぎさふれあいセンター)

南部福社会館がある「なぎさふれあいセンター」は、南図書館、花水公民館の附属体育館、袖ヶ浜デイサービスセンターの複合館で、地下には

高齢者や障害者等の身体機能の回復や健康維持等の訓練用プールを設置してある。

### 1 施設の概要

(1)所在地	イ 構造	鉄筋コンクリート造地下1階 地上3階建
平塚市袖ヶ浜20番1号	ウ 敷地面積	3,983.56㎡
(2)建物概要	エ 延床面積	
ア 開所時期	平成8年(1996)5月28日	

(単位 ㎡)

施設名	専用面積	共用面積	計
南部福社会館	970.53	1,368.50	2,339.03
袖ヶ浜デイサービスセンター	384.25	45.40	429.65
南図書館	1,125.95	—	1,125.95
花水公民館附属体育館	883.14	—	883.14
計	3,363.87	1,413.90	4,777.77

### 2 利用状況(17年度実績)

(1)老人福祉センター (単位 人)

団体利用	個人利用	計
2,228	37,866	40,094

(2)会議室等の利用 (単位 人)

会議室	ボランティア活動室	教養娯楽室	計
1,132	3,038	4,795	8,965

(3)機能回復訓練用温水プール (単位 人)

機能訓練会	教室	団体	個人	計
260	1,360	414	22,747	24,781

・登録 個人 2,896人 団体 13団体



## 第4節 平塚市七国荘

七国荘は、昭和44年(1969)に地元の土屋地区から平塚市に移譲された施設で、全面改修を行い、平成元年(1989)4月に開館した施設である。市の西部に位置し自然の樹木に恵まれた景観

のすばらしい台地にある。高齢者等の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場として利用されている。

### 1 施設の概要

#### (1)所在地

平塚市土屋4,594番地

#### (2)建物概要

- ア 開所時期 平成元年(1989)4月11日
- イ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ウ 敷地面積 4,962.83㎡
- エ 延床面積 433.95㎡

### 2 利用状況(17年度実績)

(単位 人)

団体利用	個人利用	計
4,457	293	4,750





## 第5節 平塚市在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム

平塚栗原ホームは、故栗原テツさんのご遺志により、介護を必要とする在宅のお年寄りや障害者とその家族を支援するための福祉施設として、平塚市が平成3年(1991)に建設したものです。

栗原テツさんには子供がなく、昭和19年(1944)に夫の長吉さんに先立たれて以来、お

一人で生活してこられ、昭和62年(1987)秋77歳で逝去されました。晩年のひとり暮らしの寂しい思いから、是非多くのお年寄りが和やかに集う場として利用して欲しいと遺言を残され、永年住み慣れた愛着ある土地を平塚市に寄贈されました。

### 1 施設の概要

#### (1)所在地

平塚市立野町31番20号

#### (2)建物概要

- ア 開所時期 平成3年4月12日
- イ 構造 鉄筋コンクリート造地下1階  
地上4階建
- ウ 敷地面積 1,268㎡
- エ 延床面積 2,356.77㎡



### 2 利用状況(17年度実績)

#### (1)介護保険事業

(単位 人)

居宅介護支援事業 (ケアプラン作成件数)	訪問介護事業 (利用者)	通所介護事業 (利用者)
2,620	135	108

#### (2)支援費事業

(単位 人)

身体障害者指定居宅 介護等支援事業(利用者)	知的障害者指定居宅 介護等支援事業(利用者)	児童指定居宅 介護等支援事業(利用者)
28	5	1



年 表



# 年 表

記号 □:国レベル、△:県レベル・市レベル関係、☆:市社協関係

記載方法 「月」が明確なものは月順。「月」が明確でないものは、※で表示しています。

年 代	出 来 ごと
昭和21年(1946)	9月 <input type="checkbox"/> 民生委員令施行(方面委員令廃止) 9月 <input type="checkbox"/> 旧生活保護法公布 11月 <input type="checkbox"/> 日本国憲法公布 11月 <input type="checkbox"/> 第1回全国民生委員大会
昭和22年(1947)	5月 <input type="checkbox"/> 日本国憲法施行 11月 <input type="checkbox"/> 共同募金運動開始 11月 <input type="checkbox"/> 児童福祉法公布・児童委員に民生委員を充てる
昭和23年(1948)	7月 <input type="checkbox"/> 民生委員法制定(民生委員令廃止)
昭和24年(1949)	3月 △ 第1回県民生委員大会開催 4月 △ 平塚市立浜岳中学校に県内初の特殊学級設置 12月 <input type="checkbox"/> 身体障害者福祉法公布
昭和25年(1950)	4月 <input type="checkbox"/> 身体障害者福祉法施行 5月 <input type="checkbox"/> 生活保護法(新法)公布
昭和26年(1951)	3月 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業法公布 4月 △ 神奈川県社会福祉協議会設立
昭和27年(1952)	4月 △ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会新発足

年 代		出 来 ごと
昭和27年(1952)	5月 8月	△ 県共同募金会が社会福祉法人化 □ 日本赤十字社法公布
昭和28年(1953)	4月 10月	☆ 平塚市社会福祉協議会(任意団体)発足 初代会長(法人化前)「守屋宣英(民生委員総務)」氏 △ 「赤い羽根作文コンクール」の実施
昭和29年(1954)	3月 4月 4月 8月	□ ビキニ原爆実験で第五福竜丸被災 △ 社会福祉事業振興資金設置 ☆ 第2代会長(法人化前)「吉川順弘(民生委員総務)」氏 □ 第1回保母試験開始
昭和30年(1955)	8月 11月	□ 森永砒素ミルク事件 □ 世帯更生資金貸付業務開始
昭和31年(1956)	5月 6月 12月	□ 売春防止法公布 ☆ 平塚母子福祉協会 発足 □ 国際連合に加盟
昭和32年(1957)	※ ※	□ 市区町村社協の当面の活動方針 △ 県下市郡社協専任職員設置費用交付(共募配分)
昭和33年(1958)	4月 6月 9月	△ 地域社協育成費助成開始 △ 貴峯荘第一職業更生センター設立(身体障害者授産施設) △ 県、平塚貴峯荘授産所設立

年 代		出 来 ごと
昭和34年(1959)	4月 4月 ※	□ 国民年金法施行、福祉年金法公布 ☆ 第3代会長(法人化前)「戸川貞雄(市長)」氏 △ 平塚保健所に「精神衛生相談所」を設立
昭和35年(1960)	3月 4月 4月 5月 7月 7月	□ 精神薄弱者福祉法公布 □ 心配ごと相談国庫補助開始 △ 県単専任職員設置費補助制度 △ 法外援護助成費支給 △ 平塚ふじみ園設立(救護施設) □ 身体障害者雇用促進法公布
昭和36年(1961)	4月 4月 4月 4月 6月	□ 「世帯更正運動」を「しあわせを高める運動」に改称 □ 拠出制国民年金発足 □ 国民健康保険全国に普及 △ 市郡町村社協被保護者慰問費の補助開始 △ 点訳奉仕団(会)連絡協議会結成
昭和37年(1962)	5月 5月 12月	□ 全社協「社協基本要項」発表(旧版) □ 徳島県で善意銀行設立 △ 社協職員の会開催
昭和38年(1963)	3月 4月 4月 7月 7月	☆ 平塚点訳赤十字奉仕団 発足 ☆ 第4代会長(法人化前)「加藤一太郎(市長)」氏 △ 地区社協推進活動費助成事業開始 □ 老人福祉法公布 △ 県社協に社会福祉協力センター設置(ボラセンの前身)

年 代		出 来 ごと
昭和38年(1963)	8月  ※	☆□ 全社協・中央共募「善意銀行(ボランティアビューロー)の運営と育成について」通知  ☆ 市社協に社会福祉協力センター設置(ボラセンの前身)(設置規程S39.8.1 制定)
昭和39年(1964)	7月  10月  10月  11月  ※	□ 母子福祉法公布  □ 東海道新幹線開通  □ 第18回オリンピック東京大会開催  □ パラリンピック(国際身体障害者スポーツ大会)東京大会開催  ☆ 神田、土沢、旭、金目の4地区社協設立
昭和40年(1965)	4月  ※  ※	△ 被保護者付添看護料金差額補給費交付開始  △ 県七沢リハビリテーションセンター開設  ☆ 花水、城島、金田、豊田の4地区社協設立
昭和41年(1966)	4月  9月  10月  ※	□ 市町村社協職員国庫補助開始  □ 敬老の日、国民の祝日に決定  ☆ 第1回社会福祉展開催  ☆ 富士見、港、岡崎の3地区社協設立
昭和42年(1967)	9月  ※	△ 民生委員制度50周年記念事業  ☆ 松原地区社協設立
昭和43年(1968)	3月  4月	□ 全社協「市町村社協当面の推進方策」通知  △ 生活困窮者緊急援護事業費助成

年 代		出 来 ご と
昭和43年(1968)	11月	□ 全社協ボランティア活動研究委員会「ボランティア育成基本要項」策定
昭和44年(1969)	5月	☆ 第5代会長(法人化前)「安藤好明(保護司会長)」氏
	6月	△ 県社協の社会福祉協力センター改組、県社協善意銀行が専任職員3名で発足
	6月	☆ 市社協の社会福祉協力センター改組、市社協善意銀行で発足(設置規程S44.7.15制定)
	※	☆ 崇善、大野(真土)の2地区社協設立
昭和45年(1970)	3月	□ 日本万国博覧会EXPO'70開催
	5月	□ 心身障害者対策基本法公布
	※	□ 市町村社協活動発展中期計画策定指針
	※	△ 平塚市総合開発計画に市社協の整備強化、法人化促進・総合福祉会館建設が計画される
昭和46年(1971)	10月	△ 交通遺児援護基金事業開始
	※	☆ B5版4ページ「福祉だより」発行
	※	☆ 母子家庭慰安のつどい 開催
	※	△ いのちの電話開設
昭和47年(1972)	9月	△ 世帯更正資金貸付事業改正、福祉資金新設
昭和48年(1973)	1月	□ 老人医療費無料化制度
	10月	□ 全社協「市区町村社協強化要項」策定
	※	☆ 昭和50年度法人化を目標に準備着手

年 代		出 来 ごと
昭和48年(1973)	※	☆ 中原、八幡、南原、四之宮の4地区社協設立
昭和49年(1974)	4月 4月 8月 ※	△ 地域福祉推進協議会運営費助成事業実施 △ 小地域活動の推進助成金交付 △ 県ライトセンター設立(点字図書館等) △ 身体障害者モデル都市の指定(平塚市)
昭和50年(1975)	3月 4月 4月 4月 4月 9月 9月 ※ ※ ※ ※ ※	☆ 社会福祉法人として認可(3月31日) ☆ 社会福祉法人として登記(4月9日) ☆ 初代会長(法人化後)に「安藤好明」氏 ☆ 平塚市福社会館 開館 ☆ 市社協事務局が平塚市福社会館内へ移動 ☆ 「福祉だより」を「社協ひらつか」に名称変更し、新創刊号発行 □ 全社協「中央ボランティアセンター」発足 ☆ 善意銀行設置規程制定 ☆ 横内地区社協分離設立 ☆ 第1回ボランティアスクール開催(5日間) ☆ 身体障害者結婚祝い金制度(初回は、昭和51年1月) △ 社会福祉大会を市主催行事に統合(市社協は後援団体)
昭和51年(1976)	※ ※ ※ ※	☆ 善意銀行設置規程改正(ボランティアスクール分科会・奉仕活動推進委員会を新設) ☆ 善意銀行をボランティアセンターに位置付け ☆ ボランティアコーナーの整備(設置要領策定) ☆ 第1回ボランティア看護講習会開催

年 代		出 来 ご と
昭和52年(1977)	1月	☆ 総合研究委員会 発足(3月答申)
	2月	☆ 第1回ユニークダンスの会 開催
	4月	□ 全国ボランティア活動振興センター設置
	4月	□ ボランティア保険発足(全社協)
	5月	□ 民生委員制度60周年活動強化方針策定
	6月	△ ともしび基金の創設
	6月	△ 「県善意銀行」を「県ボランティアセンター」に改組
	12月	☆ ひとり暮らし老人へテレビ寄贈(テレビのない方)
	12月	☆ おせち料理の配布(ひとり暮らし老人、父子世帯対象)
	※	☆ なでしこ地区社協分離設立
	※	☆ ボランティアセンターの充実(福祉地図づくり分科会・ボランティアだより編集分科会・研究開発分科会発足)
※	☆ 高額療養費つなぎ資金貸付制度開始	
昭和53年(1978)	2月	☆ ボランティアのつどい 開催(県、市社協主催・湘南ブロックと施設職員)
	4月	△ 県民児協「10万人ボランティア育成運動」
	8月	☆ 第1回ふれあい広場開催(協力:日産労組平塚支部青年部)
	10月	□ 総理府及び全社協委託「老人の生活圏と環境条件の相関に関する調査」(平塚市社協共催)実施
	10月	△ 進和第一生活ホーム設立(知的障害者生活ホーム)
	※	☆ ボランティアだより創刊号発行
	※	☆ 県社協地域福祉活動モデル地区指定(富士見地区社協)
昭和54年(1979)	1月	□ 国際児童年
	3月	△ 地域ともしび運動推進協議会結成
	4月	☆ 第2代会長に「山崎昌雄」氏

年 代		出 来 ごと
昭和54年(1979)	4月	△ 地域社協へボランティア・コーディネーター設置費助成開始
	10月	☆ 第3代会長に「青木一郎」氏
	11月	☆ 全国社会福祉協議会 会長表彰を受賞(11月2日)
	11月	☆ 全社協主催の中堅職員研修会 開催(11月20・21・22日)
	※	△ 県単独ボランティア事故共済制度発足
昭和55年(1980)	4月	△ 地域福祉活動育成強化事業開始
	4月	△ 県ろうあセンター設置
	6月	△ 施設社会化モデル事業開始
	8月	△ 県ともしび基金管理委員会設置
	8月	△ 財団法人生きがい事業団 発足
	※	☆ 母子福祉協会が解消し、平塚市母子福祉なでしこ会 発足
昭和56年(1981)	1月	□ 国際障害者年
	1月	△ ともしび県民会議を国際障害者年の民間推進組織に位置付け
	4月	△ 小地域活動促進事業開始
	5月	□ 障害に関する用語整理の法律公布(つんぼ・おし・盲を改正)
	11月	□ 12月9日を「障害者の日」として制定
	※	☆ 社会福祉基金創設
	※	☆ 国際障害者年記念事業 作品展を実施
	※	☆ 結婚相談が市実施から市社協実施へ(昭和31年6月開始)
昭和57年(1982)	4月	△ 進和学園福祉ホーム設立(知的障害者福祉ホーム)

年 代		出 来 ごと
昭和57年(1982)	4月	△ 「だれもが住みよい福祉の街づくり推進指針」策定
	6月	△ 市区町村社協法制化運動の展開
	8月	□ 老人保健法公布
	10月	☆ 社会福祉展の会場が梅屋から市民プラザに
	※	☆ ボランティア研修会 開催(テーマ:ふれあいの輪をひろげるために)
昭和58年(1983)	2月	□ 老人保険法施行
	4月	△ 精陽学園設立(肢体不自由児療護施設)
	5月	□ 市町村社協法制化なる
	8月	☆ 第4代会長に「長田 裕」氏
	※	△ 「社協発展段階表」活動強化指針まとめる
	※	☆ 火災報知器設置(寝たきり老人、ひとり暮らし老人、身体障害者世帯へ)
昭和59年(1984)	4月	☆ 平塚市福祉会館・東部福祉会館白寿荘・老人憩いの家七国荘の管理を受託
	4月	△ 地域福祉推進事業開始
	4月	△ 「市町村社協発展段階表」「市区町村社協強化指針」発表
	※	☆ 地域福祉推進体制整備事業(基礎的福祉圏モデル事業に港、花水地区指定)
昭和60年(1985)	1月	□ 国際青年の年
	7月	☆ 「社協だよりひらつか」を「福祉だよりひらつか」に名称変更
	※	☆ 地域福祉推進体制整備事業(基礎的福祉圏モデル事業に富士見、なでしこ地区指定)

年 代		出 来 ごと
昭和61年(1986)	4月	△ 地域ボランティア・センターへの補助方式の改正、地区ボランティア・センター活動促進事業開始
	10月	☆ 平塚市地域福祉推進計画の答申
	※	☆ 地域福祉推進体制整備事業(基礎的福祉圏モデル事業に崇善、松原地区指定)
	※	☆ 平塚おもちゃ図書館開設
昭和62年(1987)	2月	☆ ふれあいフェスティバル=福祉基金感謝のつどい(2月1日)
	2月	△ ともしび運動10周年記念「まちづくりのつどい」の開催(2月19日)
	4月	□ 社会福祉士及び介護福祉士法成立
	4月	△ 在宅福祉推進事業開始
	6月	△ 民生委員制度創設70周年記念大会開催
	※	☆ 第1回家庭看護法講習会 開催
	※	☆ 地域福祉推進体制整備事業(基礎的福祉圏モデル事業に中原、南原地区指定)
	昭和63年(1988)	11月
※	☆ 第1回老人給食ボランティア研修会 開催	
※	☆ ボランティアセンター設置規程制定(善意銀行名称変更ボランティアセンターに統一)	
※	☆ 地区社協あり方検討委員会 発足	
平成元年(1989)・昭和64年(1月7日まで)	4月	☆ 「ボラントピア事業」の指定を受ける

年 代	出 来 ごと	
平成元年(1989)・昭和 64年(1月7日まで)	4月 4月 4月 ※ ※ ※	☆ 在宅福祉サービスセンター 開設 ☆ ホームヘルプサービス事業開始 ☆ 老人憩いの家七国荘 改修オープン ☆ 旭南、旭北、大神、田村地区社協分離設立 ☆ 地域福祉推進体制整備事業(基礎的福祉圏モデル事業に豊田、金田、旭南、旭北地区指定) ☆ ボランティアセンター運営委員会発足
平成2年(1990)	6月 7月 8月 10月 ※ ※	□ 社会福祉事業法等福祉関係八法改正法国会で決議 ☆ サーフ90ともしびふれあい広場INひらつか 開催 □ 全社協新社協基本要項発表 □ 「世帯更生資金貸付制度」が「生活福祉資金貸付制度」に名称変更 ☆ 生活支援地域活動事業(生活支援福祉相談)開始 ☆ 入浴サービス事業開始
平成3年(1991)	3月 4月 4月 10月 11月 11月	☆ 夕陽ヶ丘ミニデイホーム 開所(旧夕陽ヶ丘保育園管理人室) ☆ 在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム 開所、管理を受託 ☆ デイサービス事業開始(栗原ホームにて) ☆ ふれあいのまちづくり事業開始 ☆ 第5代会長に「松田一郎」氏 ☆ 厚生大臣表彰受賞(社会福祉事業法40周年)(11月8日)
平成4年(1992)	5月	☆ 第1回ふれ愛まつり 開催(福祉施設地域福祉活動啓発事業を市社協から伸生会へ委託)

年 代		出 来 ごと
平成4年(1992)	6月 7月 ※	☆ 第6代会長に「長田 裕」氏(再任) ☆ 第1回ワークキャンプ 開催 ☆ 給食サービス事業開始
平成5年(1993)	1月  ※ ※	☆ ともしびカルチャー「挑戦！リフォーム術」 開催(平塚養護学校) ☆ 生活福祉資金貸付事業活性化モデル事業 ☆ 地区ふれあい福祉相談開始(当初20ヶ所)
平成6年(1994)	1月 1月 5月 11月	□ 国際家族年 ☆ 主任児童委員制度の創設 ☆ 第1回土曜スクール 開催 ☆ 県共同募金会平塚市支会として中央共募会長表彰を受賞(11月28日)
平成7年(1995)	10月 10月	☆ 第7代会長に「遠藤武彦」氏 ☆ 平塚市社会福祉協議会職員労働組合結成
平成8年(1996)	3月 5月	☆ 第二次平塚市地域福祉推進計画 策定 ☆ 南部福祉会館・袖ヶ浜デイサービスセンター開設(なぎさふれあいセンターの受託)
平成9年(1997)	※ 2月 3月 10月	□ 社会福祉基礎構造改革論議のスタート ☆ 市社協でカジュアルデー導入 ☆ 在住外国人フォーラム 開催 △ 第9回かながわ高齢者文化祭「湘南ひらつかさわやかまつり」 開催

年 代		出 来 ごと
平成10年(1998)	2月	☆ 第1回ナイトスクール(夜間ボランティアスクール) 開催
	2月	☆ 地区住民懇談会 開催(4ブロックに分けて)
	3月	□ 長野パラリンピック冬季競技大会 開催
	11月	☆ 全社協 優良社会福祉協議会会長表彰 富士見地区社協が 受賞(11月20日)
	11月	△ 第34回全国身体障害者スポーツ大会(かながわ・ゆめ大 会) 開催
	12月	□ 特定非営利活動促進法施行(3月公布)
平成11年(1999)	2月	☆ 第1号町内福祉村 開所(松原地区・松原分庁舎)
	4月	☆ 第8代会長に「木島俊雄」氏
平成12年(2000)	3月	☆ 袖ヶ浜デイサービスセンターから撤退
	3月	☆ 第2号町内福祉村 開所(花水地区・南部福祉会館)
	4月	□ 社会福祉法改正・介護保険導入
	4月	☆ 基幹型在宅介護支援センター 開設
	4月	☆ ひらつかあんしんセンター 開設(地域福祉権利擁護事業)
	4月	☆ 平塚栗原ホーム介護保険事業スタート
平成13年(2001)	1月	□ ボランティア国際年
	3月	☆ 第3号町内福祉村 開所(港地区・湘南バンク港ベイサイド ホール)
	9月	△ 第10回全国ボランティアフェスティバルかながわ 開催
平成14年(2002)	3月	☆ 夕陽ヶ丘デイホームから撤退
	10月	☆ 「ともしび市民フェスティバル」を「福祉フェスティバル」に 改称

年 代		出 来 ごと
平成14年(2002)	11月	☆ イベント統合し「福祉まつり」に改称。会館まつり、社会福祉展、社会福祉を考えるつどいを同時開催
	※	☆ 子育て支援育成事業開始
平成15年(2003)	2月	☆ 第4号町内福祉村 開所(金田地区・金田公民館附属施設)
	4月	□ 障害者居宅介護事業スタート
	4月	□ 障害者支援費制度導入
	4月	☆ 平塚市子育て支援センター事業受託
	4月	☆ 第9代会長に「三次克則」氏(4月15日～)
	7月	☆ 平塚市ファミリー・サポート・センター開設
平成16年(2004)	1月	☆ 第5号町内福祉村 開所(岡崎地区・鈴の里)
	10月	☆ 新潟県中越地震緊急救援物資搬送及び11月支援活動派遣
	11月	☆ 平塚市社協法人化30周年記念事業実施(福祉ふれあい10日間)
平成17年(2005)	4月	☆ 個人情報保護に関する方針及び規程の制定
	11月	☆ 地域包括支援センター設置決定。(富士見、崇善、松原地区担当)
	12月	☆ 指定管理者に決定する。(福社会館等4館及び平塚栗原ホーム)

年表の参考資料：福祉社会をひらく：神奈川県社会福祉協議会の40年より  
 ：「福祉だよりひらつか」縮刷版1号～50号  
 ：「福祉だよりひらつか」  
 ：「ボランティアセンターのあゆみ」



資料



別表1:財政収支、資産総額の推移

(金額 単位 円)

期	元号	西暦	決算日	収入	支出	差額	特別会計数										資産総額 (登記簿から)									
							共同募金配分金	心配ごと相談室	善意銀行	交通児童援護基金		交通児童援護基金	一時貸付金	一時貸付金												
1	昭和50年度	1975	S51.3.31	45,136,586	40,325,660	4,810,926	5																		21,554,665	
2	昭和51年度	1976	S52.3.31	56,243,045	47,518,187	8,724,858	3																			29,263,176
3	昭和52年度	1977	S53.3.31	85,327,570	76,693,290	8,634,280	4																			35,118,461
4	昭和53年度	1978	S54.3.31	95,658,145	89,148,100	6,510,045	4																			37,839,958
5	昭和54年度	1979	S55.3.31	102,274,707	93,142,597	9,132,110	4																			47,792,085
6	昭和55年度	1980	S56.3.31	114,980,915	102,300,356	12,680,559	4																			52,287,849
7	昭和56年度	1981	S57.3.31	184,910,523	171,531,167	13,379,356	5																			113,715,288
8	昭和57年度	1982	S58.3.31	198,873,399	180,962,995	17,910,404	5																			187,470,822
9	昭和58年度	1983	S59.3.31	205,016,665	180,804,761	24,211,904	2																			263,097,091
10	昭和59年度	1984	S60.3.31	349,454,909	327,610,121	21,844,788	3																			345,884,625
11	昭和60年度	1985	S61.3.31	359,541,031	335,219,062	24,321,969	3																			421,158,847
12	昭和61年度	1986	S62.3.31	369,105,392	352,538,998	16,566,394	3																			492,088,084
13	昭和62年度	1987	S63.3.31	316,801,599	301,009,514	15,792,085	3																			505,317,647
14	昭和63年度	1988	H1.3.31	330,917,982	309,355,137	21,562,845	3																			538,258,113
15	平成1年度	1989	H2.3.31	438,178,547	407,856,367	30,322,180	4																			623,790,936
16	平成2年度	1990	H3.3.31	445,589,365	396,136,200	49,453,165	4																			665,280,810
17	平成3年度	1991	H4.3.31	678,567,893	633,921,274	44,646,619	4																			736,309,227
18	平成4年度	1992	H5.3.31	752,411,091	697,167,249	55,243,842	4																			824,441,440
19	平成5年度	1993	H6.3.31	745,643,744	688,506,605	57,137,139	4																			859,678,561
20	平成6年度	1994	H7.3.31	779,092,703	718,247,028	60,845,675	4																			884,510,909
21	平成7年度	1995	H8.3.31	781,650,554	726,614,591	55,035,963	4																			873,069,452
22	平成8年度	1996	H9.3.31	1,008,619,044	915,233,476	93,385,568	6																			934,663,746
23	平成9年度	1997	H10.3.31	1,062,672,039	976,676,258	85,995,781	6																			945,591,811
24	平成10年度	1998	H11.3.31	1,071,309,640	963,558,756	107,750,884	6																			985,999,271
25	平成11年度	1999	H12.3.31	1,183,134,336	1,074,557,478	108,576,858	7																			1,009,768,210
26	平成12年度	2000	H13.3.31	1,199,050,428	1,139,650,601	59,399,827	3																			1,097,270,953
27	平成13年度	2001	H14.3.31	1,080,661,538	1,018,995,433	61,666,105	3																			1,137,415,456
28	平成14年度	2002	H15.3.31	1,015,087,469	977,726,582	37,360,887	0																			1,222,243,359
29	平成15年度	2003	H16.3.31	1,149,058,681	1,166,609,663	△17,550,982	0																			1,179,869,006
30	平成16年度	2004	H17.3.31	1,063,986,948	1,104,928,500	△40,941,552	0																			1,198,533,535
31	平成17年度	2005	H18.3.31	899,436,690	906,666,211	△7,229,521	0																			1,214,926,658

別表2：会費・賛助会費の推移

(金額 単位 円)

番号	元号	西暦	会員区分	会員数	会費	賛助会員数	目安	賛助会費	還元	還元率
1	昭和50年度	1975	6	86	129,000			905,800		0.00%
2	昭和51年度	1976	6	90	135,000	903名		1,228,800		0.00%
3	昭和52年度	1977	6	88	132,000	2,837口		1,418,500		0.00%
4	昭和53年度	1978	6	95	142,500			1,675,500	360,000	
5	昭和54年度	1979	6	98	217,000	3,877口		1,773,500	379,500	30.00%
6	昭和55年度	1980	6	99	220,000			2,008,410	440,373	
7	昭和56年度	1981	6		216,000		500円	3,086,851	863,355	
8	昭和57年度	1982	6		216,000			3,658,559	1,797,750	50.00%
9	昭和58年度	1983	6	94	210,000	11,473人		5,017,279	3,010,367	60.00%
10	昭和59年度	1984	6	97	217,000	12,298人		6,049,780	4,234,844	
11	昭和60年度	1985	6	98	219,000	15,449人		6,989,743	4,892,819	
12	昭和61年度	1986	6	98	219,000	14,508人		7,359,811		70.00%
13	昭和62年度	1987	6	108	239,000	16,888人		7,972,825		
14	昭和63年度	1988	6	110	243,000	19,984人		9,639,051		
15	平成1年度	1989	7	131	433,000	23,342人		10,153,521	7,106,063	
16	平成2年度	1990	7	131	445,300	31,627人		11,912,581	8,934,208	
17	平成3年度	1991	7	133	450,300	34,639人		13,026,424	9,771,315	
18	平成4年度	1992	10	151	478,400	37,698件		13,861,930	10,396,449	
19	平成5年度	1993	10	153	488,400	43,767件		16,016,395	12,333,268	
20	平成6年度	1994	10	157	510,000			17,665,379	13,249,037	
21	平成7年度	1995	10	161	520,300			18,318,377	13,738,036	
22	平成8年度	1996	10	163	530,700			19,531,452	14,648,592	
23	平成9年度	1997	10	168	545,100		300円	19,939,181	14,954,391	75.00%
24	平成10年度	1998	10	175	582,800			20,028,718	15,021,543	
25	平成11年度	1999	10	186	615,700			20,176,766	15,132,578	
26	平成12年度	2000	10	196	640,000			20,346,649	15,259,991	
27	平成13年度	2001	10	201	653,100			20,358,917	15,265,433	
28	平成14年度	2002	10	206	672,500	65,641件		20,426,604	15,319,950	
29	平成15年度	2003	10	208	676,500	61,202件		20,285,568	15,214,179	
30	平成16年度	2004	10	211	690,900	63,849件		20,495,164	15,371,379	
31	平成17年度	2005	10	210	698,200	63,225件		20,499,426	15,374,575	
							企業賛助数	目安	企業賛助会費	
							23	社	5,000	200,000
							56	社	5,000	465,000
							83	社	5,000	565,000
							91	社	5,000	605,000
							77	社	5,000	505,719
							94	社	5,000	603,000
							97	社	5,000	585,000
							101	社	5,000	620,000
							102	社	5,000	571,000

別表3 : 社会福祉基金の推移

番号	元号		西暦		市拠出金	件数	民間寄付金	累計件数	累計金額	果実収入額	収入対象
	昭和	平成	年度	年度							
1	昭和	50	年度	1975							
2	昭和	51	年度	1976							
3	昭和	52	年度	1977							
4	昭和	53	年度	1978							
5	昭和	54	年度	1979							
6	昭和	55	年度	1980							
7	昭和	56	年度	1981	50,000,000	86	7,008,371	86	57,008,371	37,783	
8	昭和	57	年度	1982	50,000,000	214	22,392,000	300	129,400,371	4,044,197	
9	昭和	58	年度	1983	50,000,000	554	26,533,756	854	205,934,127	7,686,693	
10	昭和	59	年度	1984	50,000,000	410	16,822,408	1,264	272,756,535	21,778,511	
11	昭和	60	年度	1985	50,000,000	387	18,482,779	1,651	341,239,314	22,316,023	
12	昭和	61	年度	1986	50,000,000	378	14,451,289	2,029	405,690,603	27,812,734	
13	昭和	62	年度	1987		369	15,036,413	2,398	420,727,016	28,203,030	
14	昭和	63	年度	1988		375	17,254,872	2,773	437,981,888	28,794,961	
15	平成	1	年度	1989		307	66,105,689	3,080	504,087,577	33,386,613	
16	平成	2	年度	1990		310	18,475,539	3,390	522,563,116	37,222,145	
17	平成	3	年度	1991	50,000,000	315	16,058,349	3,705	588,621,465	37,496,887	
18	平成	4	年度	1992	50,000,000	335	22,869,067	4,040	661,490,532	37,719,065	
19	平成	5	年度	1993		279	17,400,885	4,319	678,891,417	36,859,578	
20	平成	6	年度	1994		268	18,051,373	4,587	696,942,790	32,692,022	
21	平成	7	年度	1995		284	15,088,884	4,871	712,031,674	15,789,333	
22	平成	8	年度	1996		305	19,938,737	5,176	731,970,411	25,543,541	
23	平成	9	年度	1997		294	17,086,042	5,470	749,056,453	24,197,200	
24	平成	10	年度	1998		321	15,649,087	5,791	764,705,540	24,759,416	
25	平成	11	年度	1999		313	14,541,073	6,104	779,246,613	24,383,125	
26	平成	12	年度	2000		291	73,379,939	6,395	852,626,552	24,851,496	
27	平成	13	年度	2001		262	13,560,407	6,657	866,186,959	24,808,213	
28	平成	14	年度	2002		235	13,008,516	6,892	879,195,475	24,210,493	受取利息 配当金収入
29	平成	15	年度	2003		238	12,032,774	7,130	891,228,249	24,841,084	受取利息 配当金収入
30	平成	16	年度	2004		239	11,073,888	7,369	902,302,137	20,586,293	受取利息 配当金収入
31	平成	17	年度	2005		230	10,817,198	7,599	913,119,335	18,382,653	受取利息 配当金収入
					400,000,000	7,599	513,119,335				

基金事業規模		方法	次年度戻入額	実質事業費
事業なし	事業			
3,799,900	直接事業	繰出し	6,679,954	36,505,046
5,508,000	直接事業	繰出し	7,475,442	37,108,558
10,473,394	直接事業	繰出し	4,339,640	36,865,360
19,310,181	直接事業	繰出し	3,833,151	37,564,849
24,261,995	直接事業	繰出し	5,066,107	37,858,893
26,266,759	直接事業	繰出し	3,044,098	41,156,902
25,646,208	直接事業	繰出し	4,124,251	40,075,749
27,632,412	直接事業	繰出し	4,062,646	42,087,354
32,076,478	直接事業	繰出し	4,904,056	40,915,944
43,185,000	繰出し	繰出し	3,107,219	39,345,781
44,584,000	繰出し	繰出し	3,847,354	37,460,646
41,205,000	繰出し	繰出し	3,754,183	37,553,817
41,398,000	繰出し	年度内精算	0	41,604,811
42,925,000	繰出し	年度内精算	0	38,480,348
44,201,000	繰出し	年度内精算	0	20,790,098
44,200,000	繰出し	年度内精算	0	20,790,098
46,150,000	繰出し	年度内精算	0	20,790,098
45,820,000	繰出し	年度内精算	0	20,790,098
42,453,000	繰出し	年度内精算	0	20,790,098
41,308,000	繰出し	年度内精算	0	20,790,098

別表4：平成17年度 社会福祉基金事業の内訳

(単位 円)

事業名	事業内容	予算額	決算額	差引	備 考
<b>1 地域福祉活動の条件整備及び推進に関する事業</b>		<b>9,029,000</b>	<b>8,829,255</b>	<b>199,745</b>	
(1)地区社協活動推進事業	地区社協活動の推進を図るための事業に対する助成	2,745,000	2,745,000	0	23地区社協活動費補助等
(2)ひとり暮らし高齢者給食事業	会食を通じ、ひとり暮らし高齢者とボランティアとの交流	4,184,000	4,184,000	0	各地区社協実施
(3)社会福祉啓発事業	①福祉まつり開催経費	500,000	451,935	48,065	
(4)地区福祉相談事業	②市立保育園地域交流	225,000	225,000	0	市立保育園地域交流(22,500円×10園)
(5)ねたざり高齢者慰問事業	地区ふれあい福祉相談事業助成 本人に尿取りパット(年2回配布)	745,000 630,000	745,000 478,320	0 151,680	地区社協で原則月1回第3日曜日実施 尿取りパット(1回目、343人 2回目、323人)
<b>2 ボランティアの育成及び活動の推進・支援に関する事業</b>		<b>4,710,000</b>	<b>3,864,896</b>	<b>845,104</b>	
(1)ボランティア育成	①一般市民ボランティア養成	450,000	210,596	239,404	土曜スクール・ボランティアスクール ・夜間ボランティアスクール・精神保健ボランティア講座
(2)ボランティアグループ活動助成	②専門ボランティア養成	350,000	300,000	50,000	点訳講習会110,000円・手話講習会40,000円×2件 ・誘導講習会60,000円・要約筆記50,000円
(3)ボランティア啓発育成	③ボランティアリーダー養成	280,000	180,000	100,000	連絡会助成180,000円(リーダー研修会100,000円→未実施)
	①点訳・録音奉仕団事業助成、テープライブラリー整備事業	320,000	110,000	210,000	団体助成点訳110,000円 (録音110,000円及びテープ・書籍代100,000円→未実施)
	②ボランティアグループ活動費助成	2,310,000	2,280,000	30,000	57グループ助成
	小中高等学校福祉活動助成	1,000,000	784,300	215,700	28校(小学校13、中学校12、高校3)
<b>3 各種援護の充実を図る事業</b>		<b>3,020,000</b>	<b>2,630,000</b>	<b>390,000</b>	
(1)低所得世帯援護	①低所得世帯児童の小中学校入学時祝金支給(生計)	1,090,000	930,000	160,000	1件10,000円×93人 内訳(小33人、中男26人、中女34人)
	②低所得世帯児童の小中学校入学時被服購入費助成(生計)	1,930,000	1,700,000	230,000	小男女1件10,000円×33人、中男1件20,000円×26人、中女1件25,000円×34人
<b>4 その他福祉施策の充実を図るための活動経費及び助成事業</b>		<b>4,797,000</b>	<b>4,349,240</b>	<b>447,760</b>	
(1)心身障害児育成	障害のある児童と保護者を慰問激励	999,000	1,028,230	△ 29,230	バスレクリエーション 80世帯 258人
(2)母子父子世帯健全育成	母子父子世帯の交流と激励・慰安	648,000	361,492	286,508	バスレクリエーション 50世帯 134人
(3)地域作業所育成	①自動車購入費	1,600,000	1,600,000	0	山見学園800,000円、麦の家作業所800,000円
	②施設改修費助成	1,400,000	1,236,718	163,282	平塚二葉会700,000円、地域作業所愛341,376円、麦の家作業所195,342円
(4)点字図書購入費助成	視力障害者(1～2級)の点字図書購入に対する助成	150,000	122,800	27,200	申請12件 (限度額、1人あたり30,000円まで)
<b>5 基金管理委員会が必要と認める事業</b>		<b>1,432,000</b>	<b>1,116,707</b>	<b>315,293</b>	
(1)福祉電話料助成	ひとり暮らし高齢者福祉電話料助成	1,232,000	1,116,707	115,293	加入者、延べ55人
(2)その他の福祉事業	必要に応じ支出する経費	200,000	0	200,000	特別事業補助 申請ナシ
	<b>合 計</b>	<b>22,988,000</b>	<b>20,790,098</b>	<b>2,197,902</b>	

別表5：貸付事業の推移

(金額 単位 円)

番号	元 号		西暦	生活福祉資金		離職者		一時貸付(新規貸付)	
	昭和	年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	昭和	50	1975	27	9,574,800			11	138,000
2	昭和	51	1976	10	3,135,000			10	120,000
3	昭和	52	1977	22	10,841,000			?	487,000
4	昭和	53	1978	34	20,453,000			26	509,874
5	昭和	54	1979	21	8,935,000			11	230,000
6	昭和	55	1980	?	?			15	345,000
7	昭和	56	1981	16	10,876,000			13	296,000
8	昭和	57	1982	21	23,412,000			34	825,000
9	昭和	58	1983	25	13,715,000			37	917,000
10	昭和	59	1984	15	11,640,000			46	1,195,200
11	昭和	60	1985	16	9,494,000			33	1,074,000
12	昭和	61	1986	34	24,842,000			34	1,073,000
13	昭和	62	1987	26	23,127,000			35	1,143,000
14	昭和	63	1988	20	15,967,000			29	960,000
15	平成	1	1989	32	30,666,000			25	991,000
16	平成	2	1990	24	24,922,000			27	1,029,000
17	平成	3	1991	23	25,941,000			21	910,000
18	平成	4	1992	22	24,191,000			22	900,000
19	平成	5	1993	16	8,950,000			32	1,400,000
20	平成	6	1994	30	30,754,000			28	1,180,000
21	平成	7	1995	19	18,807,000			10	450,000
22	平成	8	1996	16	20,095,000			14	600,000
23	平成	9	1997	13	12,734,950			26	1,160,000
24	平成	10	1998	21	17,743,000			30	1,445,000
25	平成	11	1999	25	25,827,000			26	1,240,000
26	平成	12	2000	19	9,997,000			42	1,995,000
27	平成	13	2001	22	16,185,800			47	2,160,000
28	平成	14	2002	27	28,870,200	5	5,880,000	45	1,845,000
29	平成	15	2003	22	16,762,000	4	7,440,000	42	1,750,000
30	平成	16	2004	17	9,987,000	2	1,600,000	25	1,043,000
31	平成	17	2005	15	8,578,000	0	0	36	1,455,000

別表6：共同募金額の推移

(金額 単位 円)

番号	元号	西暦	赤い羽根募金	年末たすけあい募金	合計
1	昭和50年度	1975	8,323,581	7,431,143	15,754,724
2	昭和51年度	1976	9,506,957	8,806,349	18,313,306
3	昭和52年度	1977	10,462,553	9,335,256	19,797,809
4	昭和53年度	1978	11,481,389	10,305,691	21,787,080
5	昭和54年度	1979	12,030,608	10,902,351	22,932,959
6	昭和55年度	1980	12,879,653	12,488,972	25,368,625
7	昭和56年度	1981	13,528,288	12,971,333	26,499,621
8	昭和57年度	1982	14,309,267	13,876,201	28,185,468
9	昭和58年度	1983	15,496,752	13,625,124	29,121,876
10	昭和59年度	1984	14,663,388	15,033,697	29,697,085
11	昭和60年度	1985	15,151,524	14,941,723	30,093,247
12	昭和61年度	1986	15,457,444	15,644,236	31,101,680
13	昭和62年度	1987	17,178,202	15,363,209	32,541,411
14	昭和63年度	1988	18,016,930	15,984,414	34,001,344
15	平成1年度	1989	18,276,318	16,305,440	34,581,758
16	平成2年度	1990	18,606,227	16,828,123	35,434,350
17	平成3年度	1991	19,576,402	17,242,620	36,819,022
18	平成4年度	1992	19,845,133	17,749,942	37,595,075
19	平成5年度	1993	20,018,074	17,785,094	37,803,168
20	平成6年度	1994	20,430,314	18,858,874	39,289,188
21	平成7年度	1995	21,025,194	18,765,509	39,790,703
22	平成8年度	1996	21,519,432	18,955,120	40,474,552
23	平成9年度	1997	22,463,199	19,077,088	41,540,287
24	平成10年度	1998	23,100,509	18,764,552	41,865,061
25	平成11年度	1999	22,923,938	19,470,965	42,394,903
26	平成12年度	2000	22,682,493	19,197,269	41,879,762
27	平成13年度	2001	22,225,040	19,034,630	41,259,670
28	平成14年度	2002	22,230,789	19,203,747	41,434,536
29	平成15年度	2003	22,135,701	19,079,255	41,214,956
30	平成16年度	2004	21,976,513	19,241,877	41,218,390
31	平成17年度	2005	22,073,420	19,322,531	41,395,951
			549,595,232	491,592,335	1,041,187,567

別表7：平成17年度地区別賛助会員会費実績

(金額 単位 円)

地区	加入件数 (概数)	会費収入額	地区交付額 (75%)	内、特別 会員数	内、特別 会費額	前年度 加入件数	前年度 実績額	備考
富士見	3,704	1,357,660	1,018,245	9	60,000	3,579	1,315,560	
崇善	3,379	959,880	719,910	7	35,000	3,696	1,028,350	マンション自治会は世帯数
松原	1,472	651,200	488,400			1,533	579,400	
港	3,349	1,054,350	790,763			3,347	1,079,150	
花水	4,413	1,333,130	999,848	2	10,000	4,755	1,348,348	件数 = 会費収入額 - 特別会費額 / 300 + 特別会員数
なでしこ	2,246	673,700	505,275			2,391	632,000	
八幡	1,719	583,400	437,550	3	15,000	1,794	633,980	
真土	2,075	665,000	498,750	2	15,000	2,158	665,135	
四之宮	2,613	852,180	639,135	6	30,000	2,600	856,420	
中原	3,655	1,141,598	856,199	2	10,000	3,647	1,132,550	
南原	1,785	400,000	300,000			1,785	400,000	件数 = 世帯数
松が丘	2,099	634,500	475,875	1	5,000	1,971	590,761	件数 = 会費収入額 - 特別会費額 / 300 + 特別会員数
豊田	1,179	488,924	366,693	3	15,000	1,212	517,000	
田村	3,031	1,255,962	941,972	62	369,000	3,004	1,284,250	
大神	1,202	396,100	297,075	1	30,000	1,210	393,550	
横内	2,860	757,150	567,863	2	10,000	2,795	735,250	
城島	1,144	401,000	300,750	1	5,000	1,110	371,600	
岡崎	2,762	920,500	690,375	4	25,000	2,764	948,000	
金田	2,714	850,675	638,007	2	15,000	2,781	871,750	
土沢	1,403	762,750	572,063	2	14,000	1,152	713,900	
旭南	4,994	1,502,875	1,127,157	1	5,000	5,170	1,533,330	件数 = 会費収入額 - 特別会費額) 300 + 特別会員数
旭北	5,401	1,623,469	1,217,602	2	10,000	5,412	1,630,330	
金目	4,026	1,233,423	925,068			3,983	1,234,550	
合計	63,225	20,499,426	15,374,575	112	678,000	63,849	20,495,164	





定 款 等





## 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会定款

昭和50年 4月 5日（設立認可）  
昭和50年 8月16日（一部変更認可）  
平成 元年 7月 1日（一部変更認可）  
平成 3年 6月25日（一部変更認可）  
平成 6年11月11日（一部変更認可）  
平成 8年 5月 8日（一部変更認可）  
平成11年 9月10日（一部変更認可）  
平成12年 2月17日（一部変更認可）  
平成12年 3月30日（一部変更認可）  
平成14年 5月 1日（一部変更認可）  
平成15年 5月30日（一部変更認可）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、平塚市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

#### （事業）

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) ボランティア活動の振興
  - (8) 生活支援相談事業
  - (9) 福祉資金貸付事業
  - (10) 老人介護支援センター事業（平塚市基幹型在宅介護支援センター）
  - (11) 福祉サービス利用援助事業（ひらつかあんしんセンター）
  - (12) 子育て支援事業
  - (13) 居宅介護支援事業
  - (14) 老人福祉センターの受託運営
- ア 平塚市福祉会館  
イ 平塚市東部福祉会館白寿荘

ウ 平塚市南部福祉会館

- (15) 老人デイサービスセンター事業（平塚市在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム）の受託運営
- (16) 老人憩いの家七国荘の受託運営
- (17) 居宅介護等事業
- (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業

（名称）

第3条 この法人は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会という。

（経営の原則）

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

（事務所の所在地）

第5条 この法人の事務所を、神奈川県平塚市追分1番43号に置く。

## 第2章 役員

（役員の数）

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名
- (2) 監事 3名

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（会長、副会長の選任及び法人の代表権）

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長3名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長のみが会務を統括し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

（常務理事）

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

（役員選任等）

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。  
(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び神奈川県知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、40名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。
- 3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会員

(会員)

第18条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

## 第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第19条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

## 第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 3,000,000円

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決算)

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理等)

第28条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

## 第8章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、神奈川県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第31条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、神奈川県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、平塚市広報紙及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

会 長（理事）	安 藤 好 明	
副会長（理事）	八 田 知 治	
同（理事）	高 木 政 信	
理 事	石 川 庄 四 郎	真 壁 廉
	池 田 泰 俊	志 村 良 平
	山 崎 昌 雄	大 木 保 太 郎
	宮 沢 志 津 以	古 賀 民 郎
	富 田 レ イ	岸 野 市 郎
	石 川 京 一	河 野 庫 之 助
監 事	柳 川 宏	浅 沼 武 男
	久 保 恒 雄	

## 平塚市社会福祉協議会法人化30周年記念誌発行委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、平塚市社会福祉協議会（以下・市社協という）が法人化30周年を迎えるにあたり、30年間の足跡を振り返り、今後の活動への指針とする記念誌を発行するため、「法人化30周年記念誌発行委員会」（以下・委員会という）を設置し、運営に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 この委員会は、「平塚市社会福祉協議会法人化30周年記念誌」を作成するため、その内容についての検討を行なうことを目的とする。

### (設 置)

第3条 この委員会は、総合企画委員会設置規程第9条の規程により小委員会として設置する。  
また、第2条の目的を推進するために、作業委員会を設置することができる。

### (委員会の役割)

第4条 この委員会は、市社協法人化30周年記念誌発行に関し、次の事項について、必要な指導助言及び編集作業の協働等を行なうことを役割とする。

- (1) 編集方針の決定及び編集に関すること
- (2) 情報の収集・提供に関すること
- (3) その他必要が生じた課題に関すること

### (委員の構成)

第5条 委員会は、10名以内をもって構成し、うち1名を委員長、1名を副委員長とする。  
2. 正副委員長は委員の互選とする。ただし、委員長は総合企画委員会の委員があたる。

### (委員の委嘱)

第6条 委員は、市社協理事・当事者・ボランティア・地区社協・民生委員・施設・学識経験者等の中から、総合企画委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

### (委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会の会務を統括し、委員長に事故ある時、または、委員長が欠けた時は副委員長がその職務を代行する。  
2. 委員長は、委員会での検討状況および結果を総合企画委員会に報告しなければならない。

### (委員会の招集)

第8条 委員会の招集は、必要に応じて委員長が行なう。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、第4条に規定する役割が終了するまでとする。

2. 中途(交替)で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるものの他に必要な事項は、委員長の提案により総合企画委員会委員長と会長の協議により別に定める。

附 則

・この要綱は平成16年8月26日から施行する。

#### 法人化30周年記念誌発行委員会検討経過

回数	日程	検討内容
1	平成16年8月26日	(1) 委嘱状の交付 (2) 正副委員長の互選について (3) 30周年記念誌作成方法について
2	平成18年1月31日	(1) 30周年記念誌(案)について (2) 30周年記念誌の名称(案)について (3) 発行部数及び配付先について
3	平成18年3月30日	(1) 30周年記念誌(案)について (2) 30周年記念誌の名称について (3) 発行部数及び配付先について (4) 記念誌の発行について

## 平塚市社会福祉協議会法人化30周年記念誌発行委員会委員名簿

H16. 8. 26

氏 名	就任時の職名	備 考
笹 尾 春 吉	平塚市社協副会長	◎委員長 総合企画・広報委員長
池 野 實 枝 子	平塚市社協副会長	
鷲 尾 隆	平塚市社協副会長	
河 野 庫 之 助	平塚市社協元事務局長	
小 出 茂	平塚市社協元事務局長	
岩 井 良 一	平自連副会長	○副委員長 副広報委員長
酒 井 か ず 子	平塚市社協施設部会長	
堀 田 と き 子	平障連事務局長	広報委員
池 田 泰 俊	平塚点訳赤十字奉仕団委員長	

任期・・・H16. 8. 26から役割が終了するまで

### 事 務 局

氏 名	職 名	任 期
佐 藤 建 夫	常務理事	
柳 下 康 男	事務局長	
磯 崎 誠	事務局次長	平成17年3月31日まで
江 藤 昇	事務局長代理→事務局次長	
宮 代 孝 良	事務局長代理	平成17年4月1日より
武 井 定 光	総務企画グループGM	
二 見 剛 平	総務企画グループ技能職長	
羽 太 鎮 雄	総務企画グループ技能主任	

平塚市社会福祉協議会のあゆみ  
～法人化30周年記念誌～

発行 平成18年3月  
社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

〒254-0047

神奈川県平塚市追分1番43号（福祉会館内）

電話 0463-33-2333

FAX 0463-33-6588

